

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事
工事地名	神奈川県伊勢原市上粕屋地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	川崎国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010017	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	320日間 自 令和 8年 4月13日 (当初) 至 令和 9年 2月26日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	厚木地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 2 4 6 号	2 2) 処 分 費 等	18,792
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月22日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路改良		式	1		153,609,704				
道路土工		式	1		118,419				
掘削工(ICT)		式	1		118,419				
掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	210	430.8	90,468			単-1号	
整地	残土受入れ地での処理	m3	210	133.1	27,951			単-2号	
カルバート工		式	1		150,403,235				
作業土工		式	1		511,305				
床掘り (1)	土砂	m3	560	256.3	143,528			単-3号	
床掘り (2)	土砂	m3	330	313.2	103,356			単-4号	
基面整正		m2	270	540.6	145,962			単-5号	
整地	残土受入れ地での処理	m3	890	133.1	118,459			単-6号	
場所打杭工		式	1		63,837,258				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
場所打杭		杭径 1200mm 杭長(設計長) 26m	本	15	4,242,000	63,630,000			単-7号
整地			m3	480	133.1	63,888			単-8号
コンクリート構造物取壊し		無筋構造物 機械施工	m3	9	9,076	81,684			単-9号
殻運搬		コンクリート殻(無筋)	m3	9	4,766	42,894			単-10号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	9					単-11号
場所打函渠工			式	1		86,054,672			
基礎材		再生クラッシュ40～0 敷厚 0.2m	m2	240	1,522	365,280			単-12号
均しコンクリート		18-8-25(20)(高炉) W/C指定無し 敷厚 10cm	m2	240	3,108	745,920			単-13号
コンクリート		内空幅 7.4m 内空高さ 5.2m 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	m3	1,225	28,230	34,581,750			単-14号
鉄筋 (1)		SD345 D13	t	16.08	179,600	2,887,968			単-15号
鉄筋 (2)		SD345 D16～25	t	48.26	177,600	8,570,976			単-16号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
鉄筋 (3)		SD345 D29～32	t	100.74	178,600	17,992,164			単-17号
型枠		一般型枠	m2	1,090	10,760	11,728,400			単-18号
支保		f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m3	1,040	4,175	4,342,000			単-19号
足場		安全ネット必要	掛m2	720	5,846	4,209,120			単-20号
目地板		樹脂発泡体(30倍発泡) t=20	m2	90	4,920	442,800			単-21号
止水板		FF(塩ビ製)200×5	m	62	3,037	188,294			単-22号
仮設工			式	1		3,088,050			
交通管理工			式	1		3,088,050			
交通誘導警備員			人日	173	17,850	3,088,050			単-23号
直接工事費			式	1		153,609,704			
共通仮設費			式	1		26,133,000			
共通仮設費			式	1		11,448,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬費			式	1		9,468,000			
重建設機械分解組立輸送費			回	2	4,734,000	9,468,000			単-24号
技術管理費			式	1		598,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		598,000			内-1号
現場環境改善費（率計上）			式	1		1,382,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		14,685,000			
純工事費			式	1		179,742,704			
現場管理費			式	1		53,455,000			
工事原価			式	1		233,197,704			
一般管理費等			式	1		35,702,296			
工事価格			式	1		268,900,000			
消費税相当額			式	1		26,890,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事					事業区分		道路新設・改築		
						工事区分		道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事費計			式	1		295, 790, 000				

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598,000			
合 計					598,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	430.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3未満	m 3	1	430.8	430.8		
計						430.8		
単価						430.8	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一2号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	133.1	133.1		
計						133.1		
単価						133.1	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一3号	床掘り (1)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	256.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	256.3	256.3		
計						256.3		
単価						256.3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一4号	床掘り (2)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	313.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 有り	m 3	1	313.2	313.2		
計						313.2		
単価						313.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	540. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	540. 6	540. 6		
計						540. 6		
単価						540. 6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	133. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	133. 1	133. 1		
計						133. 1		
単価						133. 1	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一7号	場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長) 26m	単位	本	数量	1	単価	4,242,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
全回転式オールケーシング工		1,200mm 28m 0m 0m 0m 0m 0m 26m 生コンクリート各種	本	1	2,313,000	2,313,000		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	0.015	166,400	2,496		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16~25 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1.613	164,300	265,015.9		
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D35 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	6.579	168,400	1,107,903.6		
杭頭処理		1,200mm	本	1	29,180	29,180		
フレア溶接工		無し 無し V型 下向き・横向き D22×D22	箇所	174	1,186	206,364		
補強リング固定用ボルト		鉄筋D35用 ナット2個含む	個	348	280	97,440		
平鋼		S S 4 0 0 9 × 5 0 ~ 7 5	t	0.174	143,000	24,882		
補強リング加工費		曲げ加工 平鋼 20kg未満 リング溶接費含む	本	15	5,300	79,500		
補強リング加工費		穴あけ加工 平鋼 1箇所	箇所	696	100	69,600		
重ね継手用ボルト		鉄筋D35用 ナット2個及び裏当て材含む	個	96	480	46,080		

1 次单価表

單價使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－8号	整地		単位	m3	数量	1	単価	133. 1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	133. 1	133. 1			
計						133. 1			
単価						133. 1	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	9, 076
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m 3	1	9, 076	9, 076		
計						9, 076		
単価						9, 076	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4, 766	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 34. 3km以下 全ての費用	m 3	1	4, 766	4, 766			
計						4, 766			
単価						4, 766	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1				
計								
単価							円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一12号	基礎材	再生クラッシュラン40～0 敷厚 0.2m	単位	m2	数量	1	単価	1,522
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基礎碎石		17.5cmを超え20.0cm以下 再生クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	1	1,522	1,522		
計						1,522		
単価						1,522	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一13号	均しコンクリート	18-8-25(20) (高炉) W/C指定無し 敷厚 10 c m	単位	m2	数量	241.8	単価	3,108
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	m 3	24.18	29,410	711,133.8		
型枠		一般型枠 均しコンクリート	m 2	7.4	5,436	40,226.4		
計						751,360.2		
単価						3,108	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一14号	コンクリート	内空幅 7.4m 内空高さ 5.2m 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	単位	m3	数量	1	単価	28,230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート (場所打函渠)		24-12-25(20)(高炉) 一般養生 延長無し	m 3	1	28,230	28,230		
計						28,230		
単価						28,230	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一15号	鉄筋 (1)	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	179,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	1	179,600	179,600		
計						179,600		
単価						179,600	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	鉄筋 (2)	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	177, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	177, 600	177, 600		
計						177, 600		
単価						177, 600	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	鉄筋 (3)	SD345 D29～32	単位	t	数量	1	単価	178, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D29～32 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	t	1	178, 600	178, 600		
計						178, 600		
単価						178, 600	円／t	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－18号	型枠	一般型枠	単位	m2	数量	1	単価	10, 760	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	1	10, 760	10, 760			
計						10, 760			
単価						10, 760	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	支保	f ≦ 40kN/m2 [t ≦ 120cm]	単位	空m3	数量	1	単価	4, 175
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
パイプサポート支保・くさび結合支保		くさび結合支保 f ≦ 40kN/m2 [t ≦ 120cm] 標準 (1. 0)	空m 3	1	4, 175	4, 175		
計						4, 175		
単価						4, 175	円／空m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一20号	足場	安全ネット必要	単位	掛m2	数量	1	単価	5,846
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足場工		手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m 2	1	5,846	5,846		
計						5,846		
単価						5,846	円／掛m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一21号	目地板	樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	単位	m2	数量	1	単価	4,920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
目地板		30m2以上 樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	m 2	1	4,920	4,920		
計						4,920		
単価						4,920	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	止水板	FF(塩ビ製)200×5	単位	m	数量	1	単価	3, 037	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
止水板		FF（塩ビ製）200*5	m	1	3, 037	3, 037			
計						3, 037			
単価						3, 037	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－23号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	17, 850
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	17, 850	17, 850		
計						17, 850		
単価						17, 850	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一24号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	2	単価	4,734,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クロークレーン系 35t吊超80t吊以下(クラム平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	回	2	1,322,000	2,644,000		
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) オールケーシング掘削機 スキッド式(クロークレーン排2014年70～90t)	回	2	3,412,000	6,824,000		
	計					9,468,000		
	単価					4,734,000	円/回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転式オールケーシング工	1,200mm 28m 0m 0m 0m 0m 0m 26m 生コンクリート各種	単位	本	数量	1	単価	2,313,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.81	33,252	60,186		
	とび工		人	1.81	33,354	60,370		
	特殊作業員		人	1.81	30,498	55,201		
	普通作業員		人	1.81	27,030	48,924		
	全回転型オールケーシング掘削機運転	1,200mm 28m	日	1.81	271,300	491,053		
	クローラクレーン運転	1,200mm 28m	日	1.81	223,800	405,078		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	1.81	41,410	74,952		
	生コンクリート	30-18-25(20)高炉 W/C55%以下 C=350	m ³	32.052	24,650	790,081		
	ビット等損耗費 0.4%		式	1		4,783		
	諸雑費（率+まるめ） 27%		式	1		322,372		
	計					2,313,000		

参考資料 (1)

單價使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	166,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300		
	鉄筋工	加工・組立共 場所打杭用かご筋	t	1	53,040	53,040		
	諸雑費（まるめ）		式	1		60		
	計					166,400		
	単価					166,400	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16～25 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	164,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 6 ～ 2 5	t	1.03	108,000	111,240		
	鉄筋工	加工・組立共 場所打杭用かご筋	t	1	53,040	53,040		
	諸雑費（まるめ）		式	1		20		
	計					164,300		
	単価					164,300	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D35 場所打杭用かご筋 10t以上(標準) 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	168,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 3 5	t	1.03	112,000	115,360		
	鉄筋工	加工・組立共 場所打杭用かご筋	t	1	53,040	53,040		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					168,400		
	単価					168,400	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	杭頭処理	1, 200mm	単位	本	数量	1	単価	29, 180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 12	33, 252	3, 990		
	特殊作業員		人	0. 41	30, 498	12, 504		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	5 0 t 吊	日	0. 12	92, 000	11, 040		
	諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		1, 646		
	計					29, 180		
	単価					29, 180	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	フレア溶接工	無し 無し V型 下向き・横向き D22×D22	単位	箇所	数量	1	単価 1,186
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
フレア溶接工 V型溶接 昼間		時間的制約無し 下向き・横向き D22×D22	箇所	1	1,186.26	1,186	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,186	
単価						1,186	円／箇所

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m 3	数量	1	単価 9,076
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無し	m 3	1	9,076.87	9,076	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						9,076	
単価						9,076	円／m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		摘要
	Co殻(無筋)処分費	【神奈川10】久野碎石工業(株)	m ³	100				
	計							
	単価						円／m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	179, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 3	t	1. 03	110, 000	113, 300		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66, 300	66, 300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					179, 600		
	単価					179, 600	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D16～25 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	177,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 1 6 ～ 2 5	t	1.03	108,000	111,240		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66,300	66,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		60		
	計					177,600		
	単価					177,600	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D29～32 一般構造物 10t以上(標準) 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む)	単位	t	数量	1	単価	178,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 3 4 5 D 2 9 ～ 3 2	t	1.03	109,000	112,270		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	66,300	66,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		30		
	計					178,600		
	単価					178,600	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 f≦40kN/m ² [t≦120cm] 標準(1.0)	単位	空m ³	数量	100	単価	4,175
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.4	33,252	46,552		
	型わく工		人	1.3	31,926	41,503		
	とび工		人	3.3	33,354	110,068		
	普通作業員		人	3.3	27,030	89,199		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.5	53,200	26,600		
	諸雑費（率＋まるめ） 33%		式	1		103,578		
	計					417,500		
	単価					4,175	円／空m ³	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5, 846
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 6	33, 252	53, 203		
	とび工		人	8. 5	33, 354	283, 509		
	普通作業員		人	1. 3	27, 030	35, 139		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2 5 t 吊	日	1. 4	53, 200	74, 480		
	諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		138, 269		
	計					584, 600		
	単価					5, 846	円／掛㎡	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17, 850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	17, 850	17, 850		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					17, 850		
	単価					17, 850	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) クローラークレーン系 35t吊超80t吊以下(クラム平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	1,322,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	5.5	30,498	167,739		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		25 t 吊	日	1.5	53,200	79,800		
運搬費等率 434%			式	1		1,074,319		
諸雑費 (まるめ)			式	1		142		
計						1,322,000		
単価						1,322,000	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) オールケーシング掘削機 スキッド式(クローラークレーン排2014年70～90t)	単位	回	数量	1	単価	3, 412, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	4. 9	30, 498	149, 440		
クローラークレーン [油圧駆動ウインチ・ラチスジブ]		基礎工事用 排ガス型 2 0 1 4 年規制 7 0 ～ 9 0 t 吊	時間	11. 9	36, 030	428, 757		
運搬費等率 490%			式	1		2, 833, 165		
諸雑費（まるめ）			式	1		638		
計						3, 412, 000		
単価						3, 412, 000	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	システム初期費	バックホウ	式	1		598, 000		
	計					598, 000		
	単価					598, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転型オールケーシング掘削機運 転	1,200mm 28m	単位	日	数量	1	単価	271,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32,028	32,028		
	軽油		L	88	130	11,440		
	全回転型オールケーシング掘削機〔ケーシングD〕	スキッド式・ディーゼル油圧駆動 径φ1500mm	供用日	1.46	156,000	227,760		
	諸雑費（まるめ）		式	1		72		
	計					271,300		
	単価					271,300	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	クローラクレーン運転	1, 200mm 28m	単位	日	数量	1	単価	223, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 028	32, 028		
	軽油		L	106	130	13, 780		
	クローラクレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕	基礎工事用 排ガス型 2 0 1 4 年規制 7 0 ～ 9 0 t 吊	供用日	1. 39	128, 000	177, 920		
	諸雑費（まるめ）		式	1		72		
	計					223, 800		
	単価					223, 800	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	41,410
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0.8	32,028	25,622		
	軽油		L	35	130	4,550		
	バックホウ（クローラ型）〔後方超小旋回型〕	山積0.5m ³ （平積0.4m ³ ）	日	1.6	7,020	11,232		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					41,410		
	単価					41,410	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕	基礎工事用 排ガス型 2014年規制 70～90t吊	単位	時間	数量	1	単価	36,030
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	0.17	32,028	5,444		
軽油			L	16	130	2,080		
クローラクレーン〔油圧駆動ウインチ・ラチスジブ〕		基礎工事用 排ガス型 2014年規制 70～90t吊	時間	1	28,500	28,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						36,030		
単価						36,030	円／時間	

R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	153, 609, 704
(2) 共通仮設費 -----	26, 133, 000
(3) 純工事費 -----	179, 742, 704

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	53, 455, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	233, 197, 704
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	35, 702, 296
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	268, 900, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	26, 890, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	295, 790, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	268, 900, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	269, 390, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	244, 900, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	35, 702, 568
-------------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	153,609,704	直接工事費	153,609,704	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	18,792	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		153,609,704	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		153,590,912		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.37 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		9.56 %	(9.37% × 週休1.02)			
計上額		14,685,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	153, 590, 912	直接工事費	153, 609, 704		
非対象額計（－）	18, 792				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	18, 792	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	153, 590, 912	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.9 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.9 %				
計上額	1, 382, 000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	10,066,000				
運搬費	9,468,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	598,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					26,133,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	179,742,704	単独（追加工事）直接工事費	153,609,704	単独（追加工事）共通仮設費	26,133,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	179,742,704	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	179,723,912		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	28.87 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	29.74 %（28.87% × 週休1.03）		0 %		
計上額	53,455,000		0		0
			9,761,070（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	川崎国道事務所 工務課	工事番号	2025010017	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	233, 197, 704				
純工事費	179, 742, 704	現場管理費	53, 455, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	233, 197, 704	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	233, 178, 912	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	233, 197, 704				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15. 27 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	35, 702, 296				
業務委託料等	0				
調査基準価格	269, 390, 000				
調査基準価格の100/110	244, 900, 000	（ 91. 07 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事

国土交通省 関東地方整備局
川崎国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		210		
整地	残土受入れ地での処理	m3		210		
カルバート工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (1)	土砂	式		1		
床掘り (2)	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
場所打杭工		式		1		
場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長) 26m	本		15		
整地		m3		480		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		9		
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		9		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		9		
場所打函渠工		式		1		
基礎材	再生クワッシュン40～0 敷厚 0.2m	m2		240		
均しコンクリート	18-8-25(20)(高炉) W/C指定無し 敷厚 10 c m	m2		240		
コンクリート	内空幅 7.4m 内空高さ 5.2m 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	m3		1,225		
鉄筋 (1)	SD345 D13	t		16.08		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鉄筋 (2)	SD345 D16～25	t		48.26		
鉄筋 (3)	SD345 D29～32	t		100.74		
型枠	一般型枠	式		1		
支保	$f \leq 40\text{kN/m}^2$ [$t \leq 120\text{cm}$]	式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
目地板	樹脂発泡体 (30倍発泡) $t=20$	m ²		90		
止水板	FF (塩ビ製) 200×5	m		62		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

川崎国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 コリンズ (CORINS) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリンズ (CORINS) への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

神奈川県伊勢原市上粕屋地先 緯度 35° 25' 02" 経度 139° 17' 50"

第7条 コリンズ (CORINS) への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

本工事は、一般国道246号厚木秦野道路の伊勢原市上粕屋地区において、場所打ち杭工、場所打ち函渠工の施工を行うものである。

道路改良

カルバート工	1 式
場所打ち杭	15 本
場所打ち函渠工	1 式
コンクリート	約 1, 200 m ³

第8条 コリンズ (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書(令和6年3月版)1-1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
-----	--------

II 2 6 厚秦伊勢原北 I C 他詳細設計業務	4019582859
II 2 8 厚木秦野道路伊勢原北 I C 施工計画検討他業務	4026271976

第 9 条 工事用地等の借地

工事用道路に必要な工事用地等は、発注者が借地契約を行うものとし、詳細は下記のとおりとする。

1. 借地場所および範囲
図示する場所（別図－1 参照）
2. 借地費川
無し（発注者で借地契約を行う）
3. 借地期間
令和 8 年 1 0 月まで

復旧方法等について監督職員より指示するものとする。

第 1 0 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 1 1 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式0-1～0-10参照）

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行

うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

カルパートⅡ

第14条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービ

ス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（二者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（二者会議）」（以下、「二者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「二者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（二者会議）運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、銅材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	基礎材

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(2) 市生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻（無筋）	久野砕石工業(株)	神奈川県小田原市久野字家路 戸石 4412

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

久野砕石工業(株)：8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・市資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔市生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔市生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。
 - ・市資源化等が完了した年月日
 - ・市資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・市資源化等に要した費用
3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の市資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条 コンクリート副産物から市生された資源について

1. コンクリート副産物から市生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の市生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第28条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第29条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和6年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tcc/constplan/sosci_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第30条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、土木工事写真管理基準令和 7 年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第31条 ICT活用工事（土工1,000m³未満）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①（選択）～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。また「ICT土工」という略称を用いる。対象は、土工を含む工事とする。

- ①従来手法
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

3. 受注者は、土工においてICT施工技術を活用できる。ICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～9によりICT活用施工を行うことができる。
4. ICT活用工事のうち、上記2.（2）①、③については、監督職員へ協議の際に、受注者の希望により実施を選択し、②、④及び⑤の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事を「簡易型ICT活用工事」とする。また、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT活用を協議し

た場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICTを用い、土工について以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICTを用いた起工測量が選択できる。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。但し、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に3次元設計データを活用する。

ICT建設機械による施工においては、5. ②で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、5. ③による工事の施工管理において、下記1)～12)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとするが、管理断面又は面管理による出来形管理が選択できる。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床等掘削)
- 10) モバイル端末を用いた出来形管理
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理(土工)
- 12) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤3次元データの納品

④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 上記5. ①～⑤で使用するICT機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。
8. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
9. 受注者は、当該技術の施工にあたり活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事（基礎工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICTを活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、次の①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、基礎工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、基礎工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICTを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、基礎工等の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ICT基礎工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（基礎工編）で定義する基礎工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

基礎工等の施工管理において、下記1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い下記1）の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（3）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工

種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事の費用について（土工1,000m³未満）

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費川を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ICT活用工事（土工1,000m³未満）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費

用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

土工数量1,000m³未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事の費用について（基礎工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）

（2）により費用を計上することとする。

・ICT活用工事（基礎工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとす

る。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第37条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における

「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

（１）段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

（２）機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（３）計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（４）効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

本工事にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上とする。

第38条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)

(13) 擬音装置(機能を含む)

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその

他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 BIM/CIM活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活動内容	活動内容の詳細
【義務項目】	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
【推奨項目】	
施工ステップの確認	3次元モデルの視覚化効果により、現場が輻輳する場合に一連の施工ステップを確認する。
出来高管理への活用	省力化、省人化を図るため、3次元モデルとレーザー測量等を組み合わせて、構造物の出来形計測を行う。
鉄筋の干渉チェック	過密配筋部や構造物の接合部、橋梁の杢座部等について、3次元モデルで鉄筋の干渉を確認する。
現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置して、既設地下埋設物や近接構造物との離隔等、施工に支障がないかを確認する。
【3次元モデル作成の日数】	
詳細度	200～300程度※1

	3次元化の内容に応じて、部分的に詳細度400とする場合がある。 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※2 部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみ入力し、その他は任意とする。 ※3 道路上構造物、橋梁等の分類の名称

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に必要な費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（引継書シート、照査時チェックシート含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)

で提供されているので、適宜参照すること。

第40条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>)及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>)を参照すること。

第41条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和6年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全ての工種	昼間作業	173人(うち有資格誘導員0人)	現場出入口

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOKYOU/sokuryosidou41042.html>

第42条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第43条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第44条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第45条 環境対策（工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉じん、排出ガス等））

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種 既製杭工
2. 建設機械・設備 低騒音・低振動認定機械
騒音防止を施した機械
3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

第46条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能であ

る場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着中、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着中、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置

を講ずること。

5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第51条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第52条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - （3）安全関係
工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。

(4) 地域連携

工事工程表の掲示及び社会貢献を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第53条 工期

1. 工期は、雨天、休日等120日を見込み、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数（実働×係数））	0.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：29日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：7日間

（過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（横浜観測所）及環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日））

2. 若しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から若しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-1

6により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第54条 工程表（工事工程クリティカルパスの共有）

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第55条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第56条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働

時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

- 5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- 6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- 8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第57条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

- 1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更

を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第58条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	8時～17時

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は、下記の工事による影響箇所の工事着手については監督職員の指示によるものとする。

1. 影響する他の工事

名称：R6国道246号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事

発注者：国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所

工期：令和8年2月27日まで

2. 影響箇所

神奈川県伊勢原市上粕屋地先

3. 他の工事の内容

カルパ、ト工 3基

4. 他の工事の完了の予定時期

完了日令和8年2月27日

第59条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されて

いる技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であつて国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第60条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用

される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 61 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を旨とし、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和５年３月３日（国不建第５７８号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

第６２条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質

と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート

調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費川が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 6 3 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。

6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断される

ものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

8. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
12. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第64条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、住民事前避難対象地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受

ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- （4） 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- （5） 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- （6） なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第65条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第62条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

- 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第66条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第67条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第68条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第69条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第70条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第71条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第72条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うもの

とする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第73条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 土工

第74条 上工

本工事の道路上工、作業上工から発生する建設発生土については路体盛土に現場内流用するものとし、余剰の建設発生土については、現場内に仮置き整地するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第75条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材最大寸法 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%)	呼び強度 (N/mm ²)	セメントの種類
場所打杭	25 (20)	18	55%以下	30	高炉セメントB種 C=350以上
均しコンクリート	25 (20)	8	指定無し	18	高炉セメントB種
場所打ち函渠	25 (20)	12	55%以下	24	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)
(平成14年8月 一部改正) により行うものとする。

第76条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。
なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、
高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除
外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（ $\phi 600$ 未満、 $600\text{mm} \times 600\text{mm}$ 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第77条 テストハンマーによる強度推定調査

1. 適応範囲

強度確認調査の対象工事については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内
空断面積が 2.5m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネ
ル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリー
トは測定の対象としない。

2. 調査頻度

- 1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネ
ルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを
1構造物の単位として、各単位につき3ヶ所の調査を実施しなければならない。
い。

- 2) 調査結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再
調査を5ヶ所実施しなければならない。

3. 測定方法及び測定時期

- 1) 測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCIE-G50
4）」により実施しなければならない。
- 2) 測定は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場
合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 測定の立ち会い

監督職員等及び受注者が立ち会いのうえテストハンマー強度推定調査を実施しな
なければならない。

5. 調査の報告

構造物毎に別紙様式－9により調査票を作成し、完成検査時に提出しなければならない。

第78条 圧縮強度試験

1. コアの採取

所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし採取位置については監督職員と協議を行い実施しなければならない。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行なわなければならない。

2. 試験方法

「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施しなければならない。

3. 試験の立ち会い

監督職員等及び受注者が立ち会いのうえ圧縮強度試験を実施しなければならない。

4. 試験の報告

構造物毎に別紙様式－10により調査票を作成し、提出しなければならない。

第79条 ひび割れ発生状況の調査

1. 適用範囲

ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

2. 調査方法

1.) 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

2.) ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。

3. 調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 調査の報告

構造物毎に別紙様式－11により調査票を作成し提出しなければならない。

5. 調査結果の評価

調査結果の評価に当たっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考

にした評価を行ない評価書（様式自由）を提出しなければならない。

第80条 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）について

1. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成30年10月24日付け国官技第44号）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_uk_000052.html を参照）により行うものとする。

2. 本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

なお、以下により難しい場合は監督職員と協議の上、対象構造物、箇所数等を決定するものとする。

①対象構造物 ・ボックスカルバート 2基

②試験方法及び箇所数等

試験方法	作業方法	箇所数	備考
電磁誘導法	下向き	8箇所	ボックスカルバート
	横向き（壁面）	16箇所	
	上向き	4箇所	

第81条 レディミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日、国官技第185号）」、「レディミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日、国コ企第3号）」及び「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下、測定要領という）（これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第82条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第83条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で丁寧に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第4章 土木工事材料

第84条 目地板

伸縮目地材は、樹脂発泡体（発泡倍率30倍）とし、厚さは $t=20$ とする。

第5章 一般施工

第85条 場所打杭工

1. 基礎杭の施工によって生ずる杭施工基面までの空洞(穴)は、施工機械、作業員などの安全対策上埋戻しを施し、安全管理に努めなければならない。
2. 場所打杭の施工は、全回転式オールケーシング工法とする。なお、施工にあたっては、現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。

その際、杭場が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。なお、上記の検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。

4. 場所打ち杭における鉄筋かごの形状保持について

鉄筋かごの組立にあたって、形状保持のために「特殊金物等による無溶接工法」を採用する場合は、現地条件等に基づき比較検討を行い監督職員と協議するものとする。

第86条 工事用道路工

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第6章 その他

第87条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第88条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第89条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第90条 苦情等の処理

工事中沿道住民等による苦情又は、意見等があった時は丁寧に対応し、ただちに監督職員に報告すると共に、適切な措置をとらなければならない。

第91条 環境影響対策

本工市区間において、環境影響を低減するための環境保全措置が必要と判断された場合は、別途監督職員より指示するものとする。

第7章 個人情報の取扱について

第92条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第93条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第94条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第95条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第96条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第97条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第98条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第99条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第100条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第101条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第102条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して

知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第58条 第53条 第53条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第25条

概略工事工程表

別紙ー5

工事名：R7国道246号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事

工 種		単位	数 量	令和7年度	令和8年度												備考
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
準備		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能												・40日間	
道路土工		式	1													・掘削工(1pt)	
作業土工		式	1													・作業土工(1pt)	
場所打杭工		本	15													・場所打杭工(1pt)	
場所打函渠工(BL4)		式	1													・場所打函渠工(1pt)	
場所打函渠工(BL5)		式	1													・場所打函渠工(1pt)	
後片付け		式	1												・20日間		
制 約 条 件	お盆、年末年始	—													・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬		
		—															
雨休率の適用		—		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用													

契約締結の翌日から令和9年2月26日まで

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕工期と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

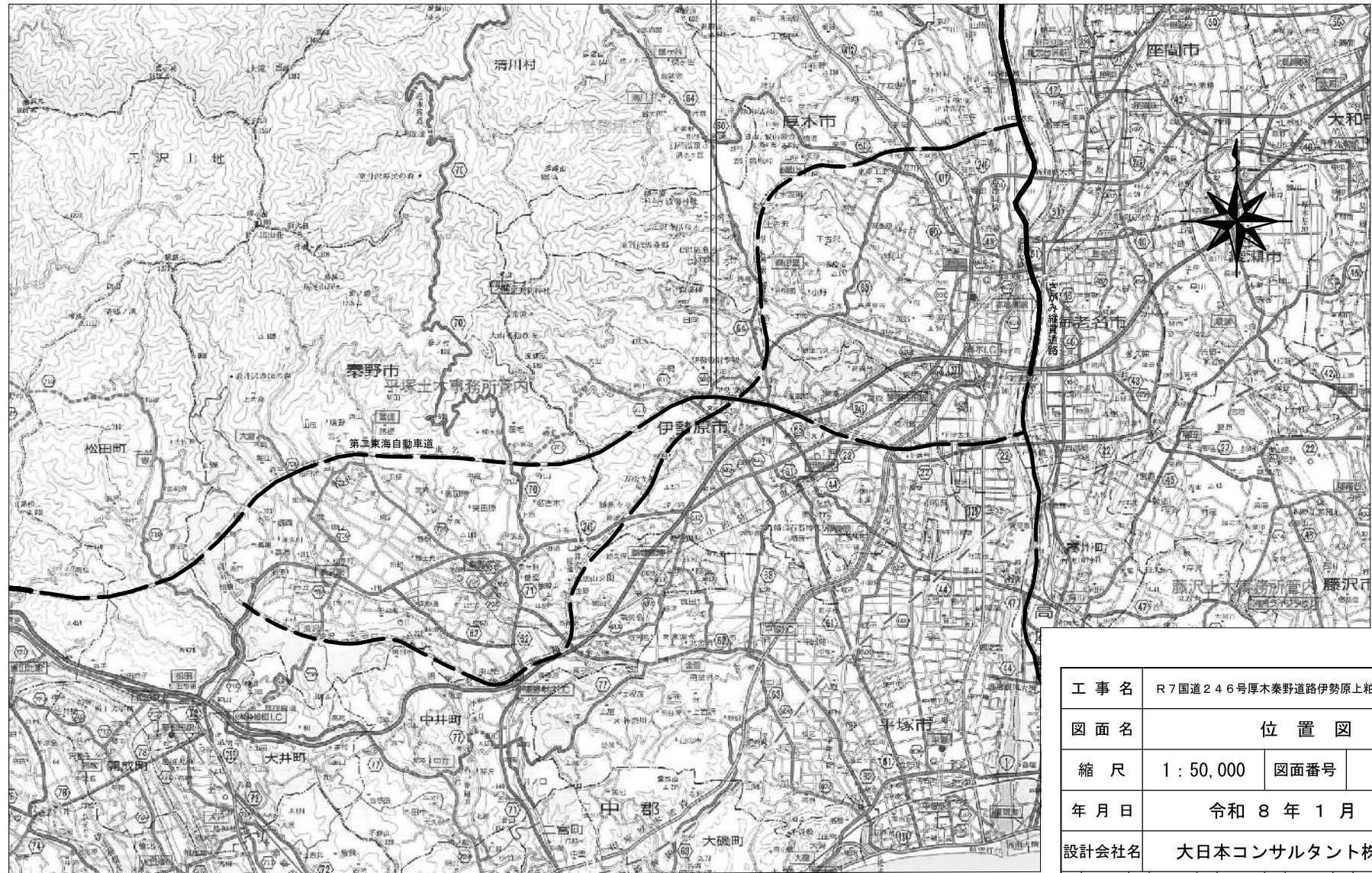
高圧線・借地位置図 S=1:600

別図-1



位置図 S=1:50000

神奈川県伊勢原市上粕屋地先



工 事 名		R 7 国道 2 4 6 号厚木秦野道路伊勢原上粕屋地区改良工事								
図 面 名		位 置 図								
縮 尺		1 : 50,000		図面番号		1 / 34				
年 月 日		令和 8 年 1 月 日								
設計会社名		大日本コンサルタント株式会社								
所 長		副 所 長		課 長		専門調査官		専門官		設計
事務所名		国土交通省 川崎国道事務所								

平面図(1) S=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 国道 246号 厚木東野道伊勢原上松尾地区改良工事		
図 面 名	平面図(1)		
縮 尺	1:1000	図面番号	2 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

平面図(2) S=1:500

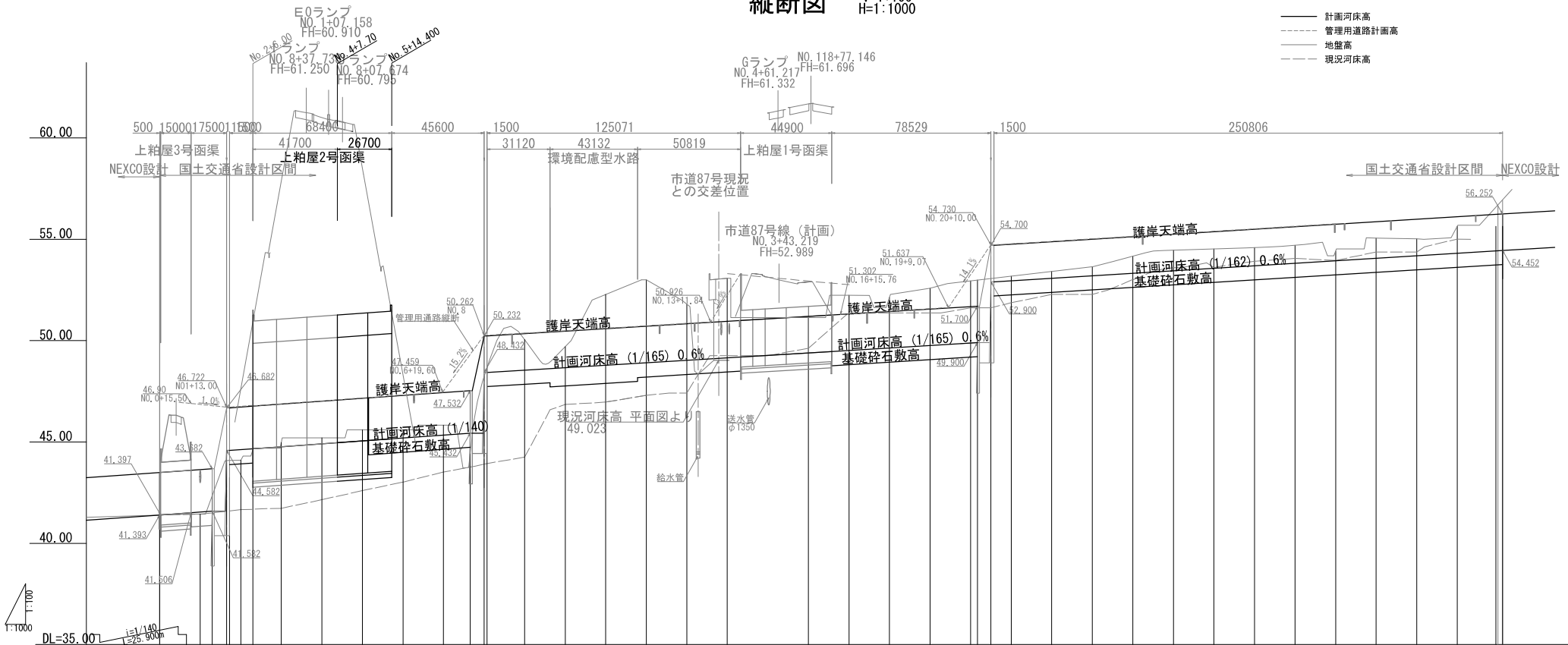


工 事 名	R7国道246号厚木東野道伊勢原上松原地区改良工事		
図 面 名	平面図(2)		
縮 尺	1:500	図面番号	3 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

縦断図 V=1:100
H=1:1000

- 計画河床高
- 管理用道路計画高
- 地盤高
- 現況河床高



1:100
1:1000

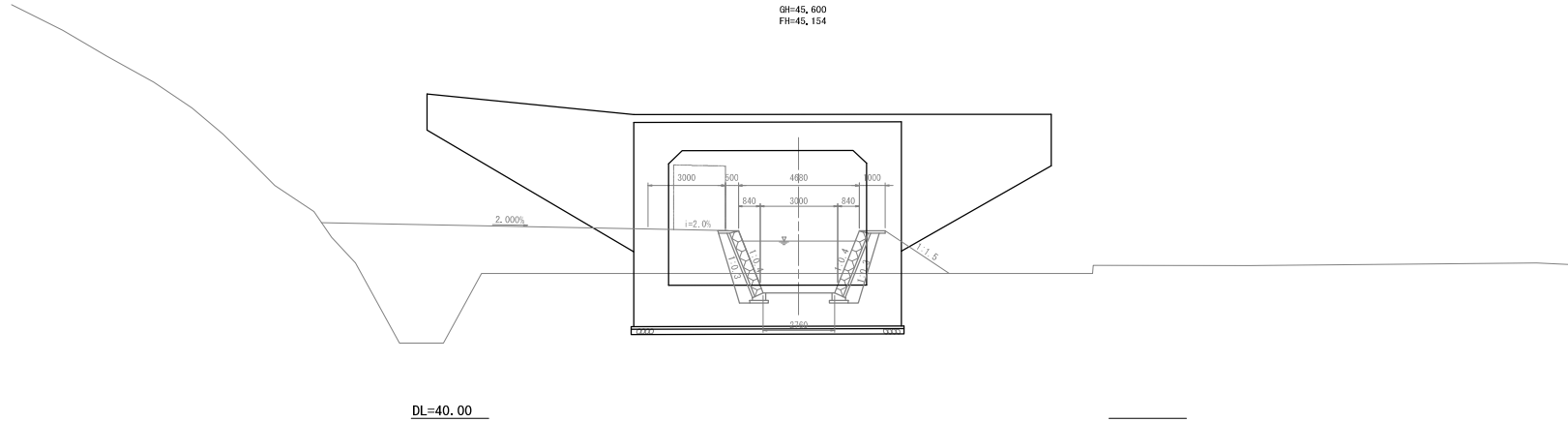
勾配	L=1/140 41.393		L=1/140 41.582		L=1/140 44.532		L=1/165 45.432		L=1/165 48.432		L=1/162 49.900		L=1/162 52.900		L=1/162 54.452	
盛土高																
切土高																
計画高	41.237		41.393		41.582		44.532		45.432		48.432		49.900		52.900	
地盤高	41.393		41.582		44.532		45.432		48.432		49.900		52.900		54.452	
増加距離	0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000	
単距離	0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000	
測点	+15.684 NO.1		+15.508 NO.2		+15.508 NO.3		+13.164 NO.4		+13.164 NO.5		+13.164 NO.6		+13.164 NO.7		+13.164 NO.8	
曲率	R=∞ L=118.518		R=50 L=74.102		R=∞ L=43.132		R=40 L=64.219		R=∞ L=32.628		R=25 L=45.476		R=∞ L=82.442		R=25 L=23.822	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

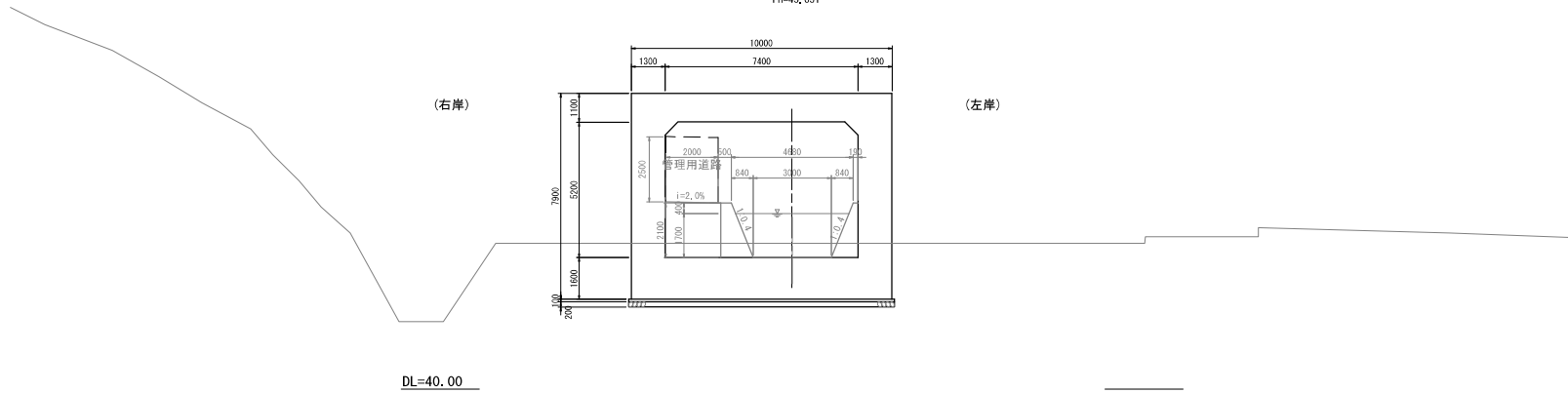
工事名	R7国道246号津木東野道段伊勢原上粕屋地区改良工事		
図面名	縦断図		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	4 / 34
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

横断図 S=1:100

上粕屋2号函渠 終点坑口
NO. 5+14.40
GH=45.600
FH=45.154



上粕屋2号函渠
NO. 5
GH=45.600
FH=45.051

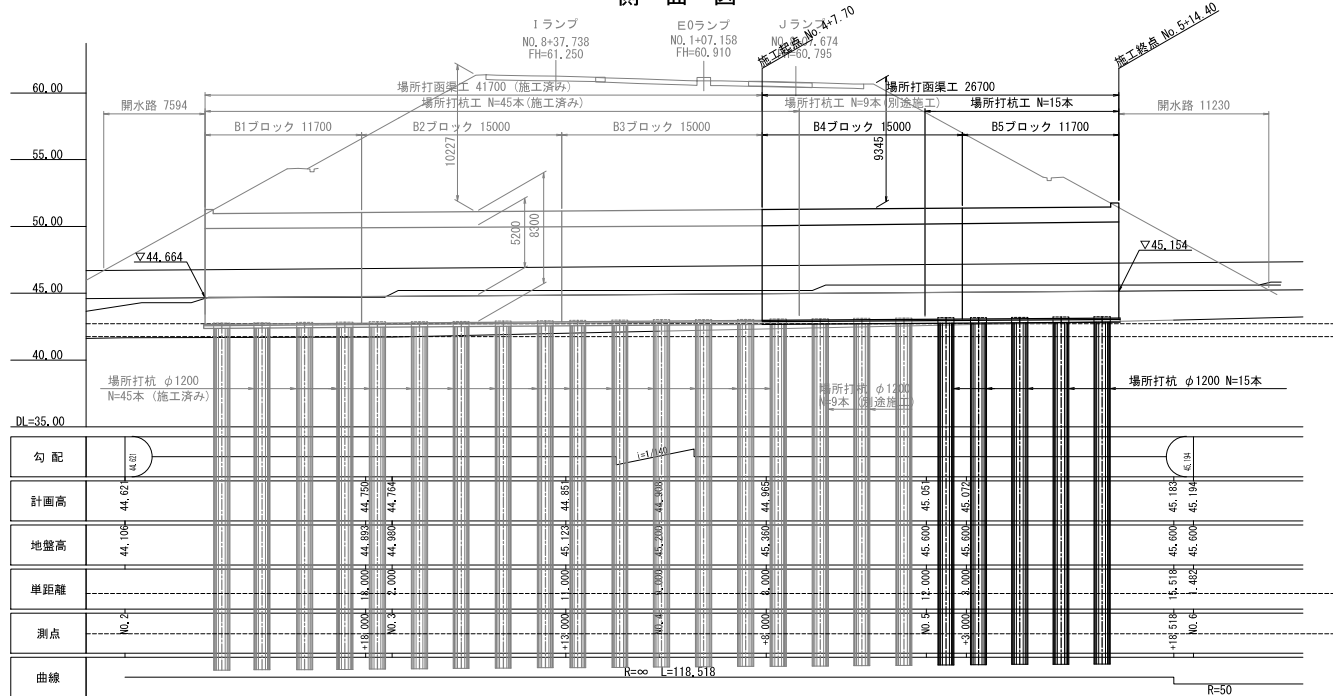


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

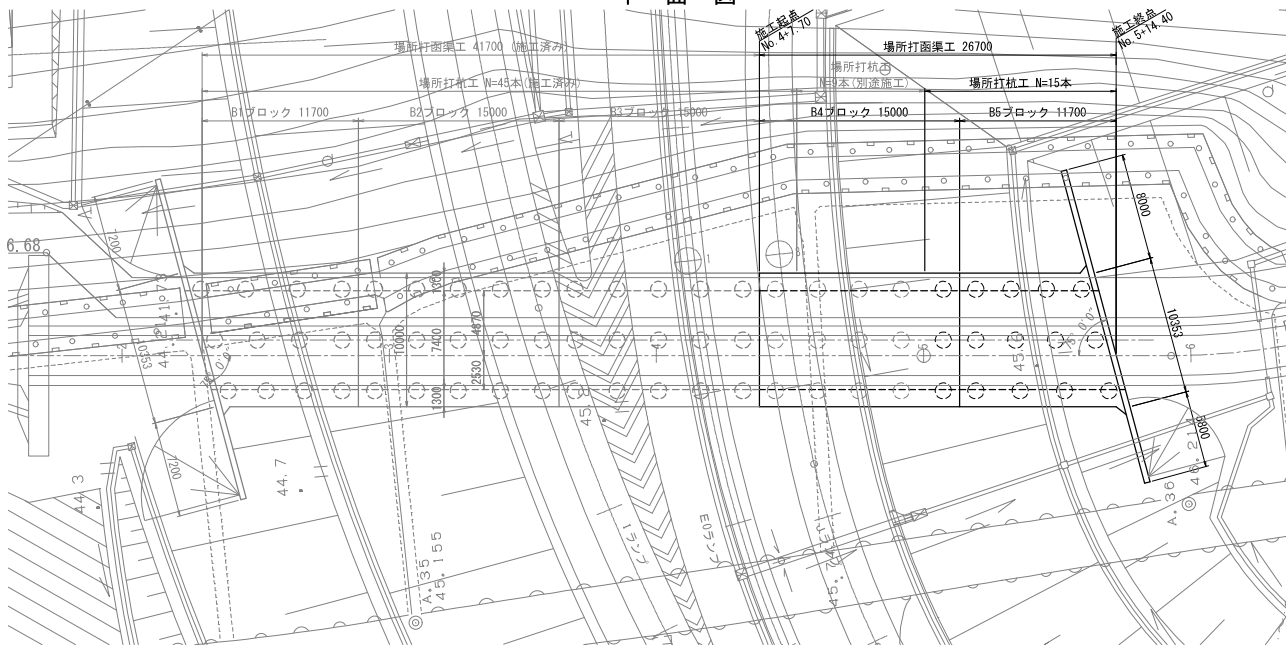
工 事 名	R7国道246号厚木東野連絡伊勢原上粕屋地区改良工事		
図 面 名	横断図		
縮 尺	1:100	図面番号	5 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工一般図 S=1:200

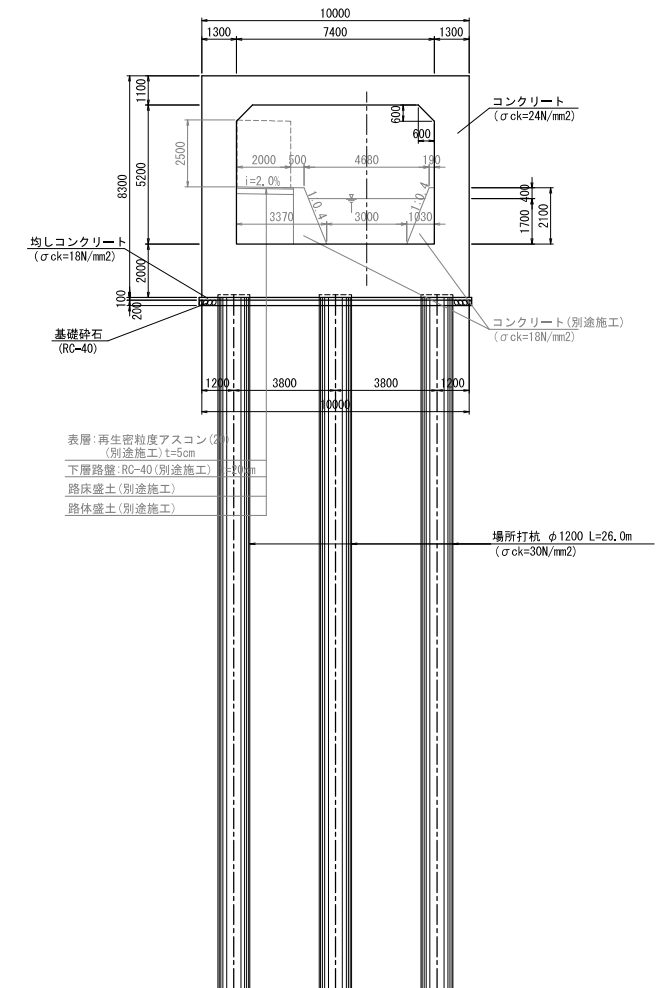
側 面 図



平面図



標準断面図 S=1:100



設計条件

路 線 名	上粕屋排水路
内 容	巾 員 7.40 m 高 さ 5.20 m
土 被 り	高 さ 9.4~10.3m 土 圧 係 数 1.2
鉛 直 荷 重	活 荷 重 丁荷重 土 圧 係 数 0.5
水 平 荷 重	水 平 土 圧 静 止 土 圧
単位体積重量	鋪 装 22.5 KN/m ³
	土 砂 19 KN/m ³
	鉄筋コンクリート 24.5 KN/m ³
衝 撃 係 数	0
温度変化の影響	考 慮 し な い
地震の影響	L1, L2 (応答変位法)
特 殊 荷 重	考 慮 し な い
斜 角	75° 00' 00"
適用方示書	平成 22年3月 道路土工 カルシート工 指

使用材料の規格及び許容応力度

コンクリート	
材令 28日の圧縮強度	24 N/mm ²
許容曲げ圧縮強度	8 "
許容せん断応力度	0.39 "
許容付着応力度	1.6 "
鉄筋 (SD345)	
降伏点応力度	345 N/mm ²
許容引張応力度	160 "

工 事 名	R7国道246号厚木美野野道伊勢原上粕屋地区改良工事		
図 面 名	カルパー工一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	6 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

針 本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

S=1 : 200

Technical drawing of a bridge cross-section, showing three spans (I, E0, J) and their dimensions. The drawing includes a plan view at the top and a cross-section view below it.

Plan View (Top):

- Span I: 1 ランプ, NO. 8+37.738, FH=61.250
- Span E0: E0ランプ, NO. 1+07.158, FH=60.910
- Span J: J ランプ, NO. 8+07.674, FH=60.795
- Dimensions: 11690, 20, 14980, 20, 14980, 20, 14980, 20, 11690
- Labels: No. 2+6.00, No. 2+7.70, No. 3+12.70, No. 4+7.700, No. 5+2.70, No. 5+14.40
- Waterway labels: 開水路 7594, 開水路 11230

Cross-section View (Bottom):

- Span I: 10227, 4, 2, 300, 1101, 5200, 17000, 100, 240
- Span E0: 3, 5, 300, 1101, 5200, 17000, 100, 240
- Span J: 9345, 3, 5, 300, 1101, 5200, 17000, 100, 240
- Labels: $\nabla 44.664$, $\nabla 45.154$
- Dimensions: 829, 3 x 3190, 3=9571, 1200, 1200, 4 x 3150=12600, 1200, 1200, 4 x 3150=12600, 1200, 1200, 4 x 3150=12600, 1200, 1200, 3 x 2981, 3=8944, 556
- Labels: 場所打ち 径 1200 N=45本 (施工済み), 場所打ち 径 1200 (別添施工), 場所打ち 径 1200 N=15本

Technical drawing of a bridge structure, showing plan and elevation views with dimensions and material specifications.

Plan View Dimensions:

- Overall width: 10000
- Side margins: 1300 (each side)
- Internal width segments: 5000 (each side)
- Centerline offset: 1170 (from centerline to structure centerline)
- Structure width: 7400

Elevation View Dimensions:

- Overall height: 9345
- Structure height: 8300
- Foundation height: 2000
- Foundation base: 200
- Structure width: 7400
- Structure depth: 2500
- Structure width segments: 2000, 500, 4680, 190
- Structure depth segments: 3370, 3000, 630
- Structure width segments: 1700, 400, 2100
- Structure depth segments: 600, 600
- Structure width segments: 1300, 1300
- Structure depth segments: 1100, 1100

Material Specifications:

- 均しコンクリート ($\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$)
- 基礎砕石 (RC-40)

Foundation Details:

- 場所打杭 $\phi 1200$ $L=26.0\text{m}$

Table:

工 事 名	R7 国道246号新大塚
図 面 名	カルバート
縮 尺	図 示

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

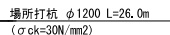
工 事 名	R7国道246号榑木東野路伊勢原上粕田地区改良工事		
図 面 名	カルバート工構造一般図(1)		
縮 尺	図 示	図面番号	7 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

S=1 : 10C

起点側 坑口展開図



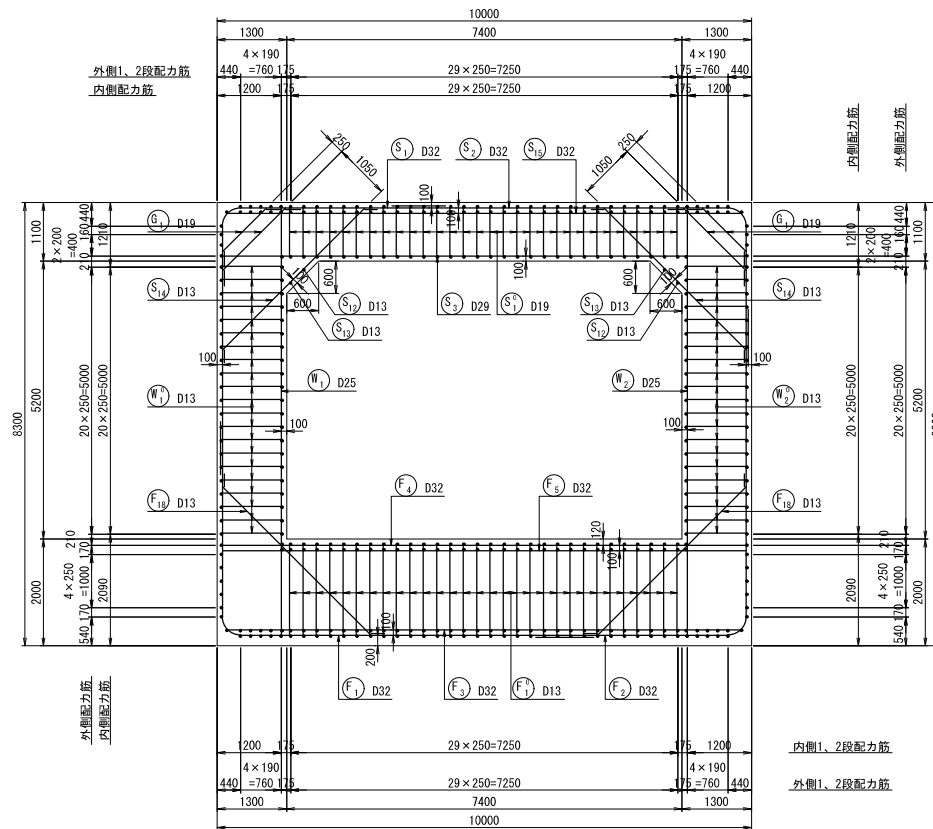
終点側 坑口展開図



工 事 名	R7 国道 246 号厚木大野道伊勢野上船道区改良工事		
図 面 名	カルバート工構造一般図 (2)		
縮 尺	1:100	図面番号	8 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計社社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

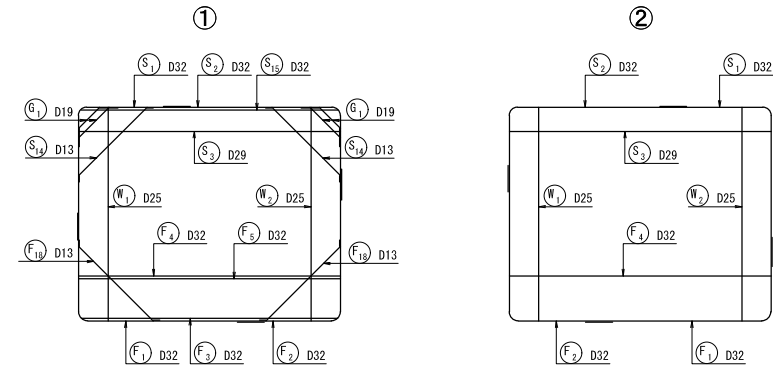
カルバート工配筋図(BL4)(1)

1 - 1 標準断面 S=1:50

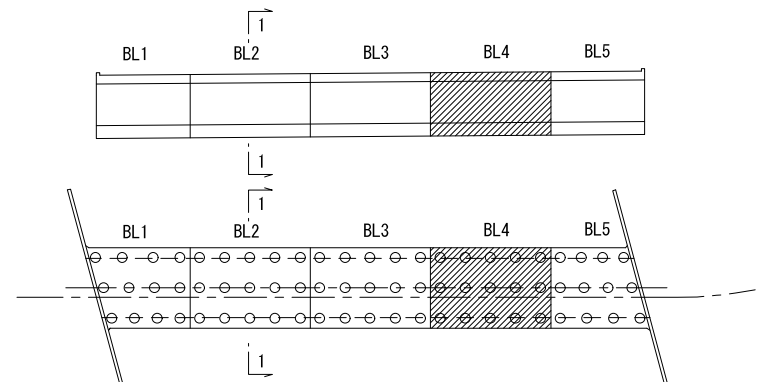


鉄筋組立図

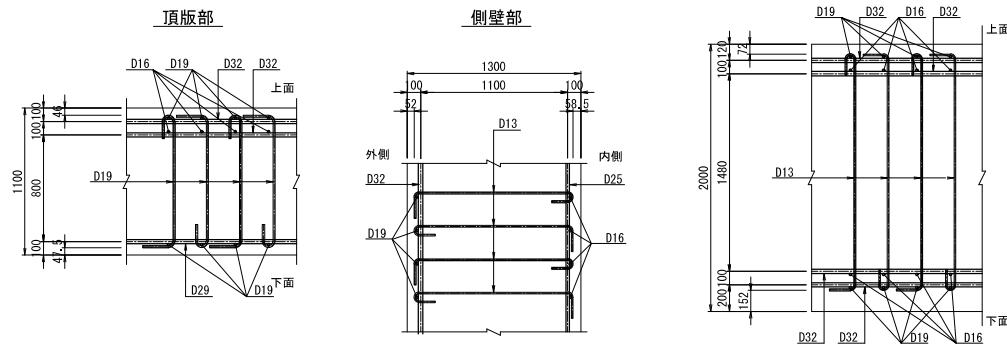
① ② ① ② . . . etc 125



位置図



かぶり詳細図 S=1:20

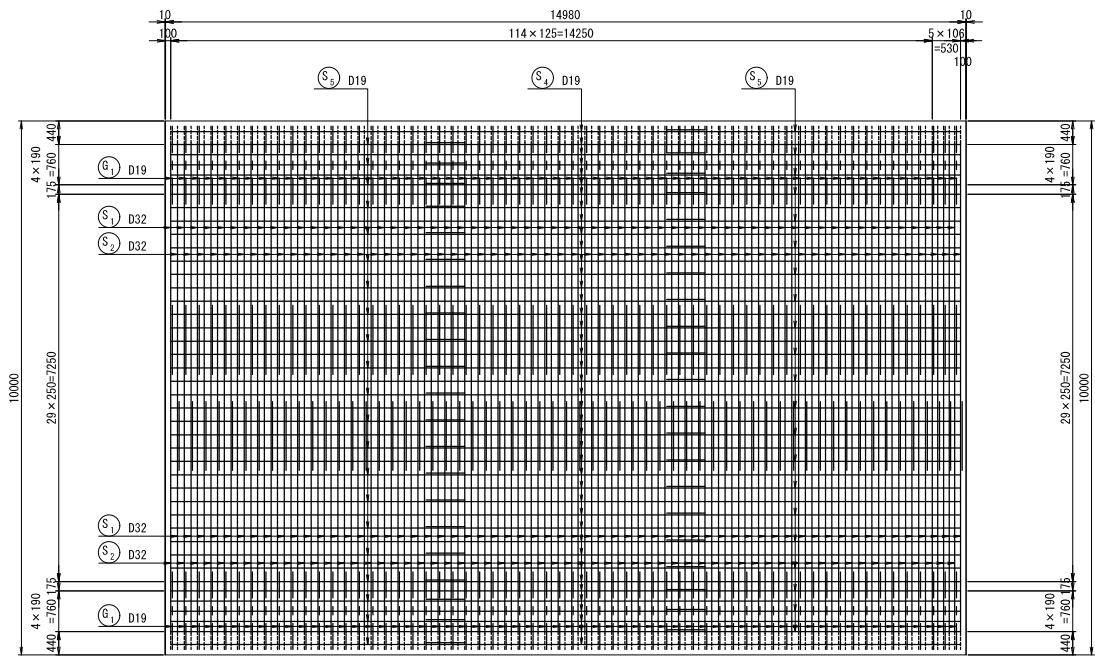


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

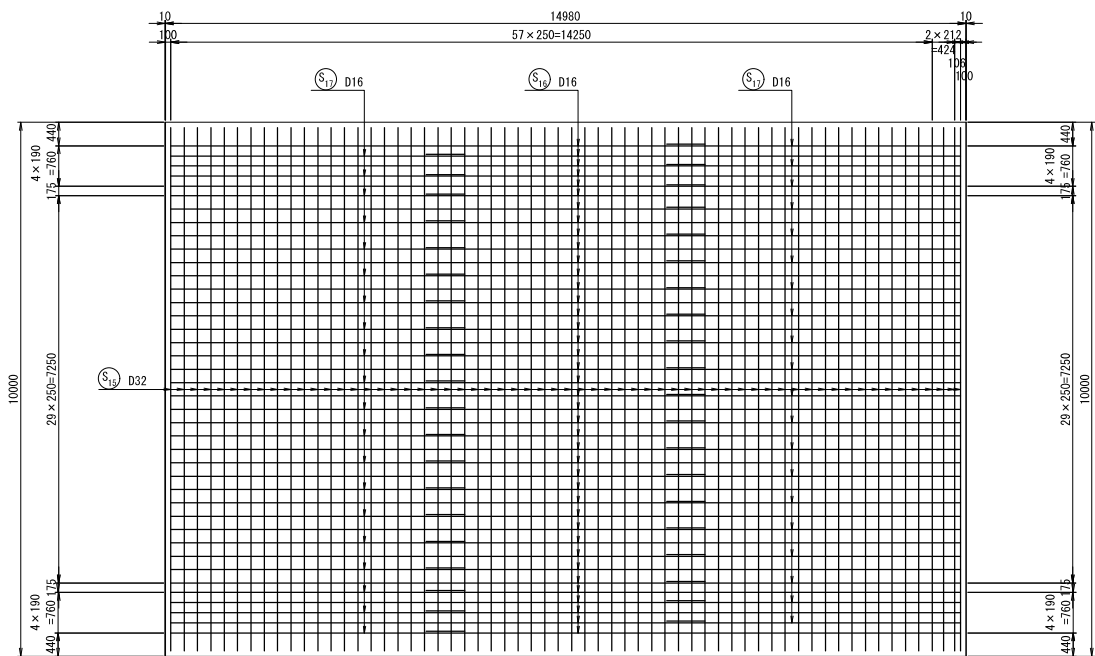
工 事 名	R7国道246号厚木環状路伊勢原上地区土改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL4)(1)		
縮 尺	図 示	図面番号	9 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL4) (2) S=1:50

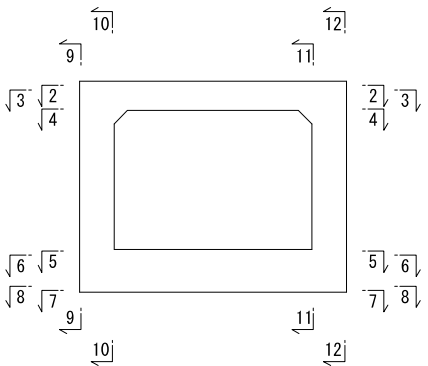
2 - 2 頂版上側一段目



3 - 3 頂版上側二段目



位置図

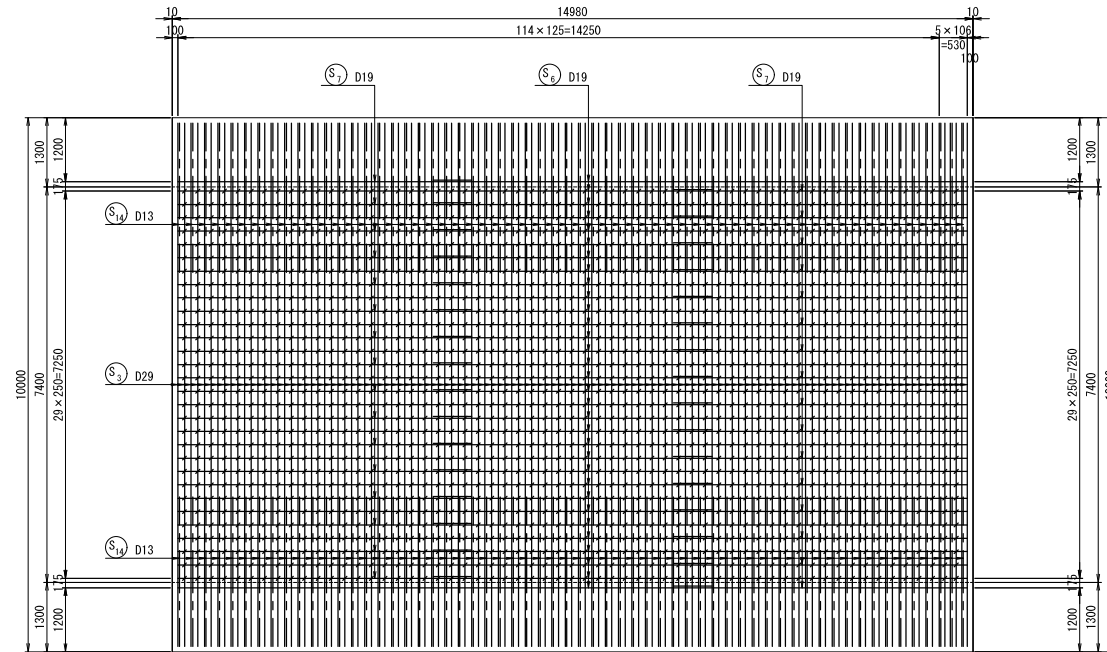


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

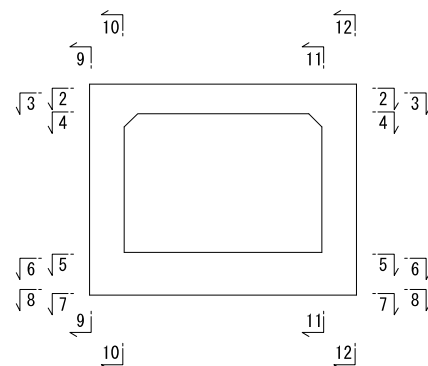
工 事 名	R7 国道246号厚木東野道路伊勢原上相模地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL4) (2)		
縮 尺	1:50	図面番号	10 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL4) (3) S=1:50

4 - 4 頂版下側



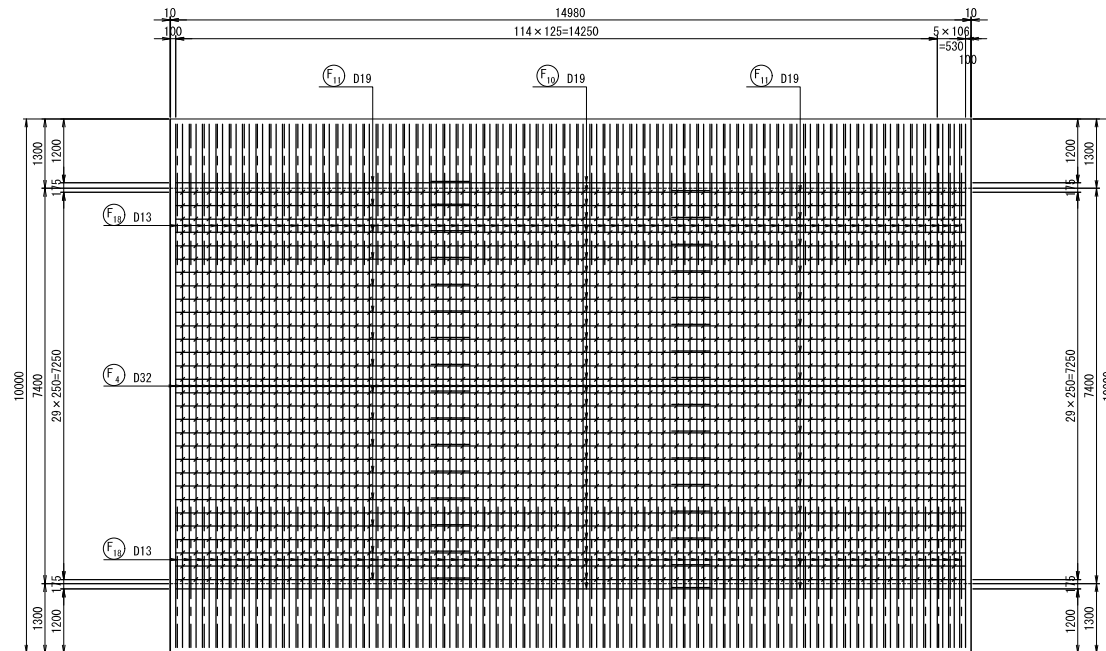
位置図



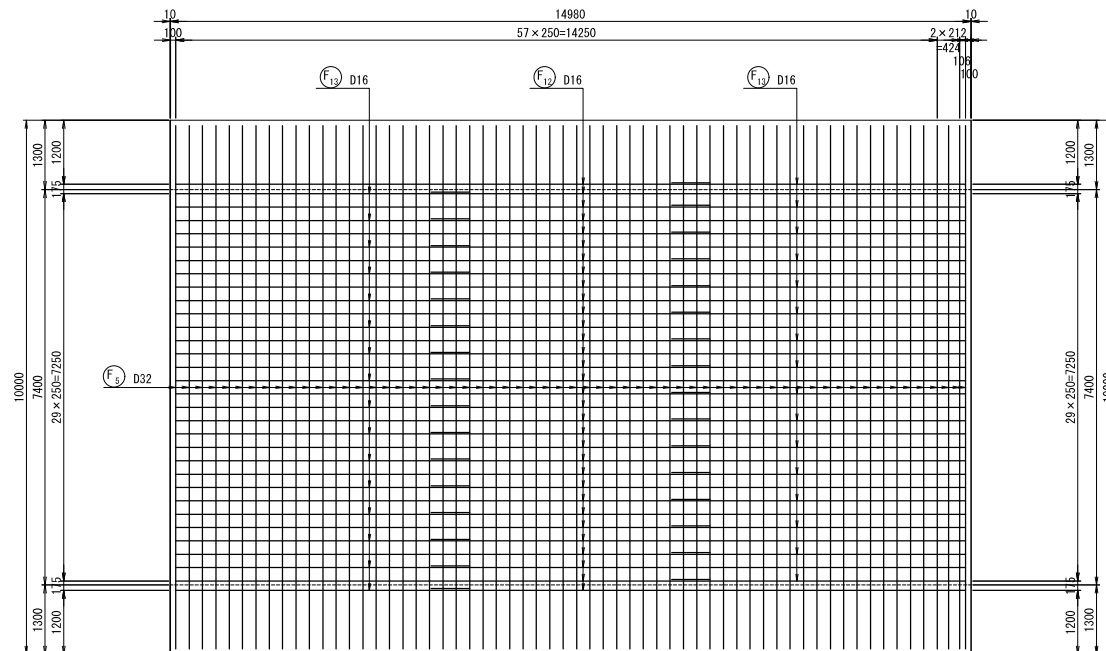
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道246号俣木美野道伊勢原上地埋土改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL4)(3)		
縮 尺	1:50	図面番号	11 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

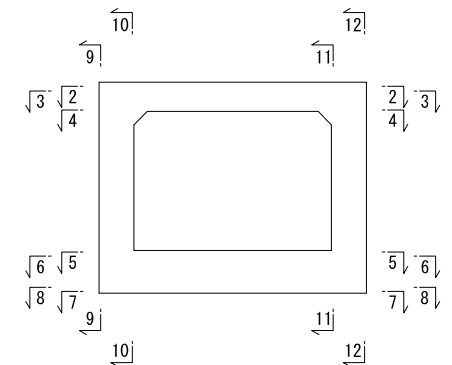
5 - 5 底版上側一段目



6 - 6 底版上側二段目



位置図

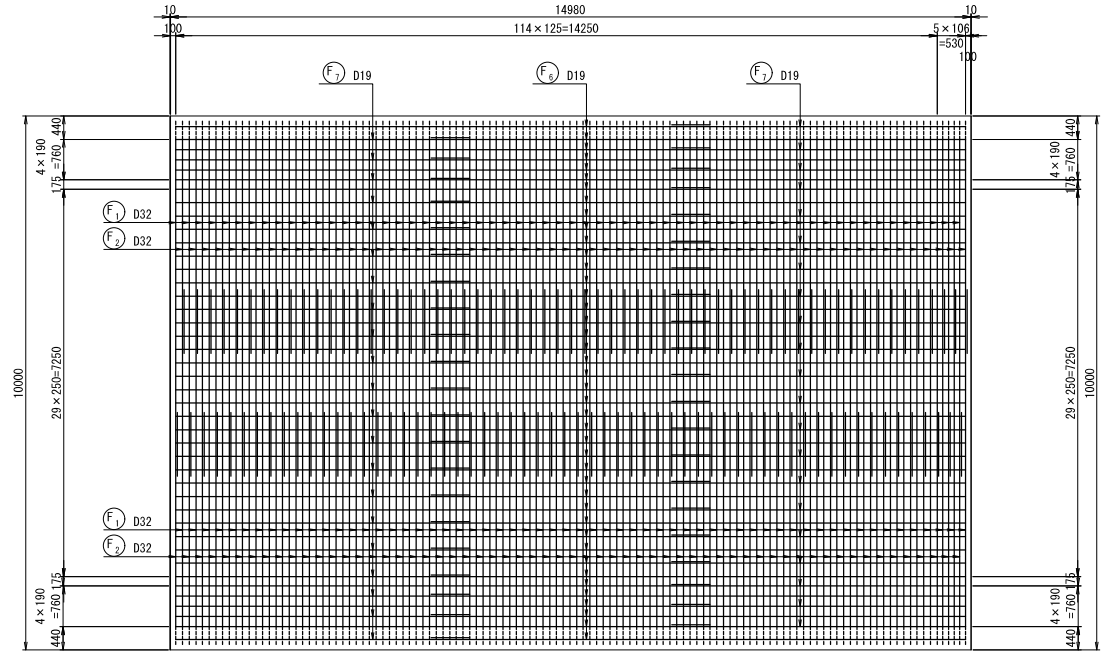


工 事 名	R7国道246号俣木美野道伊勢原上地埋土改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL4) (4)		
縮 尺	1:50	図面番号	12 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

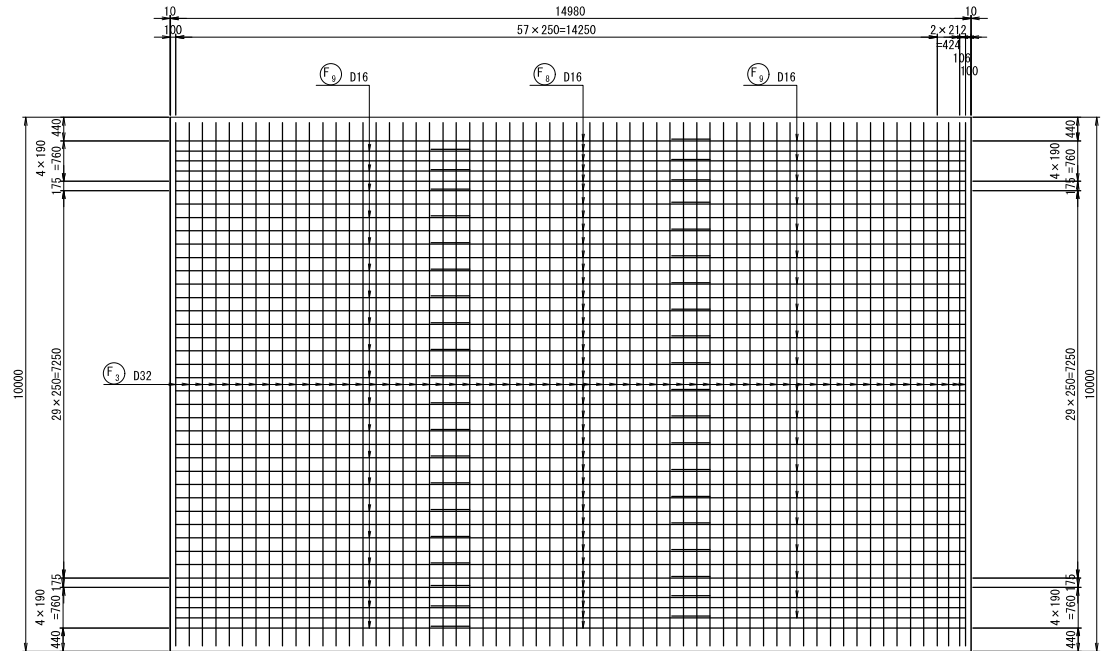
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

カルバート工配筋図 (BL4) (5) S=1:50

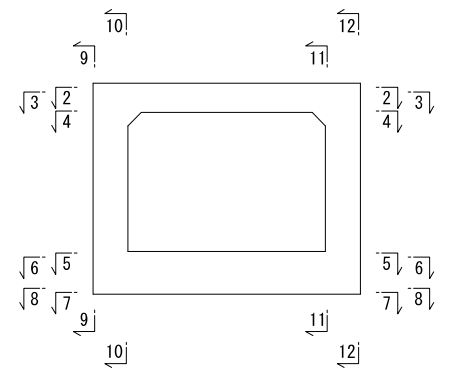
7 - 7 底版下側一段目



8 - 8 底版下側二段目



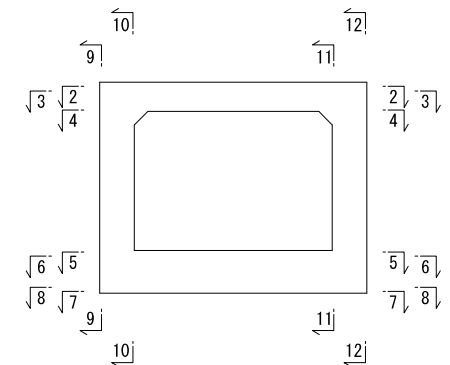
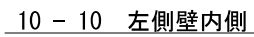
位置図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 国道246号厚木東野通段伊勢原上相模地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL4) (5)		
縮 尺	1:50	図面番号	13 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

9 - 9 左側壁外側

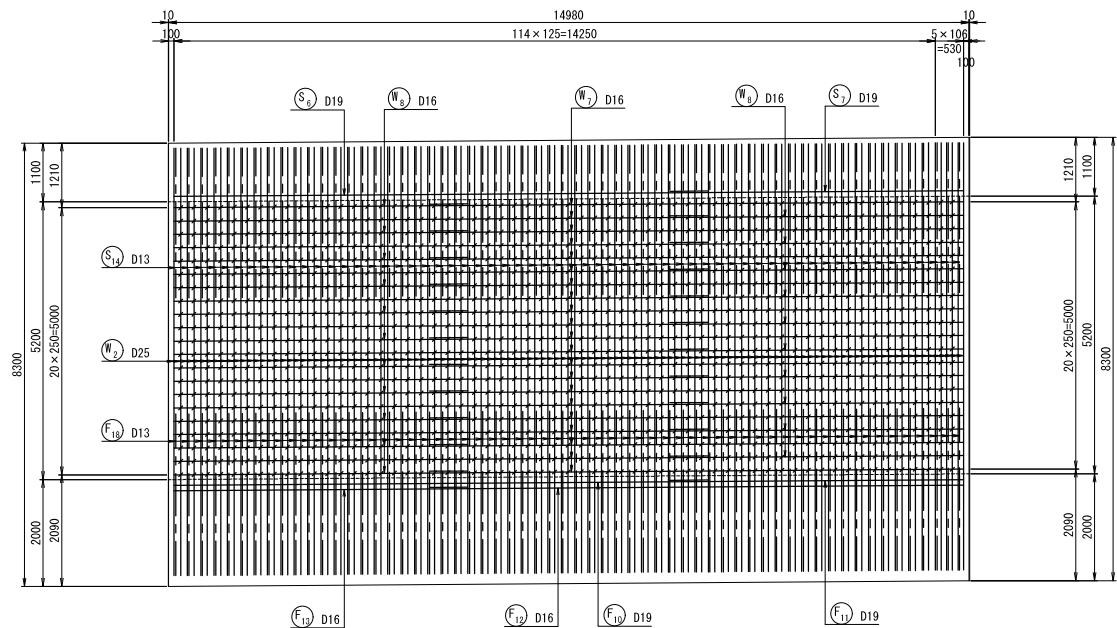


工 事 名	R7 国道 246 号樺木野道野矢勢原上地埋込改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL.4) (6)		
縮 尺	1:50	図面番号	14 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

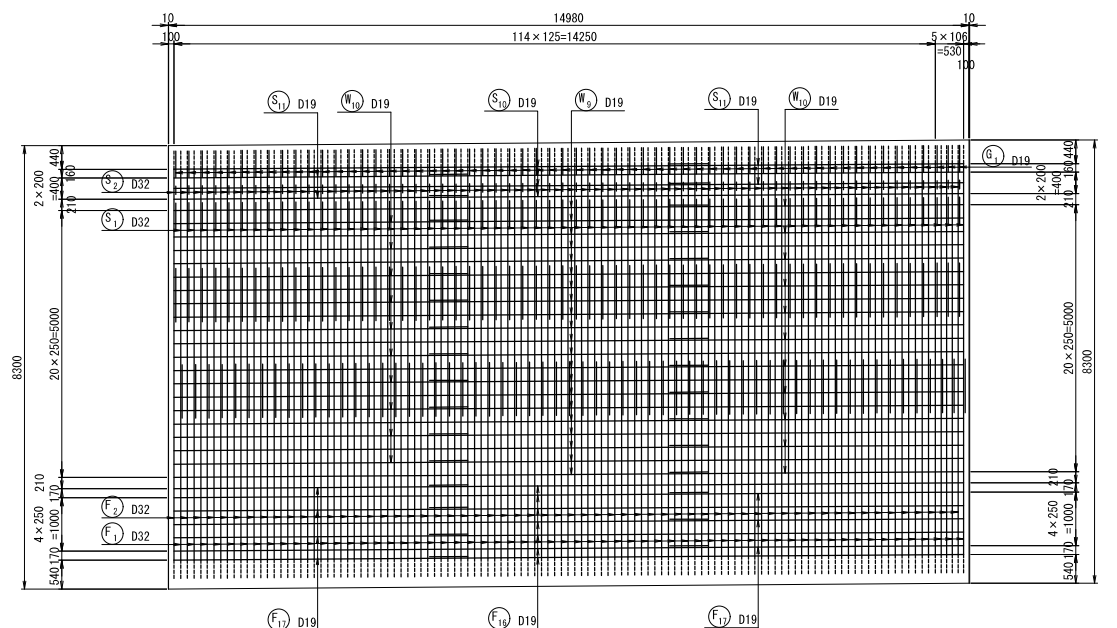
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

カルバート工配筋図 (BL4) (7) S=1:50

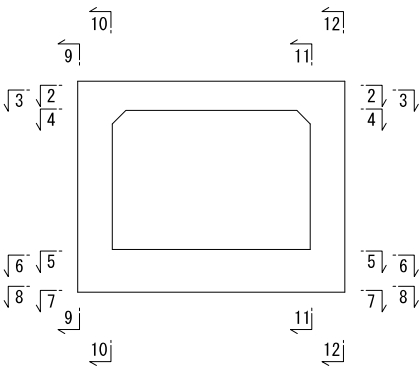
11 - 11 右側壁内側



12 - 12 右側壁外側



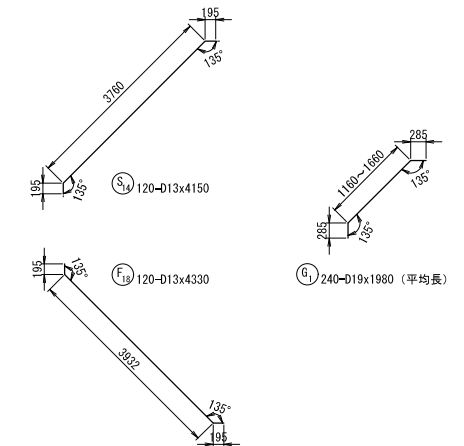
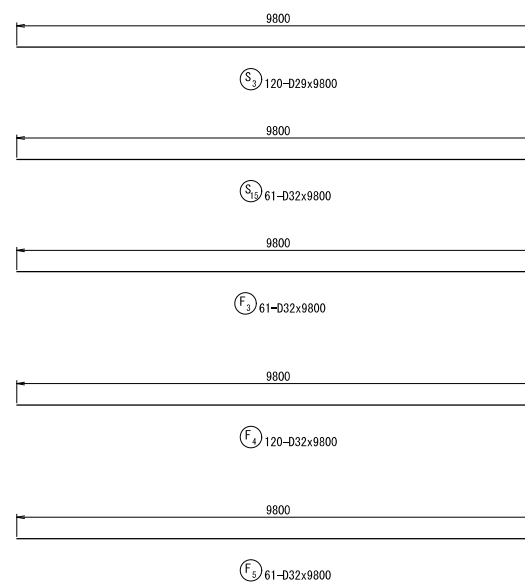
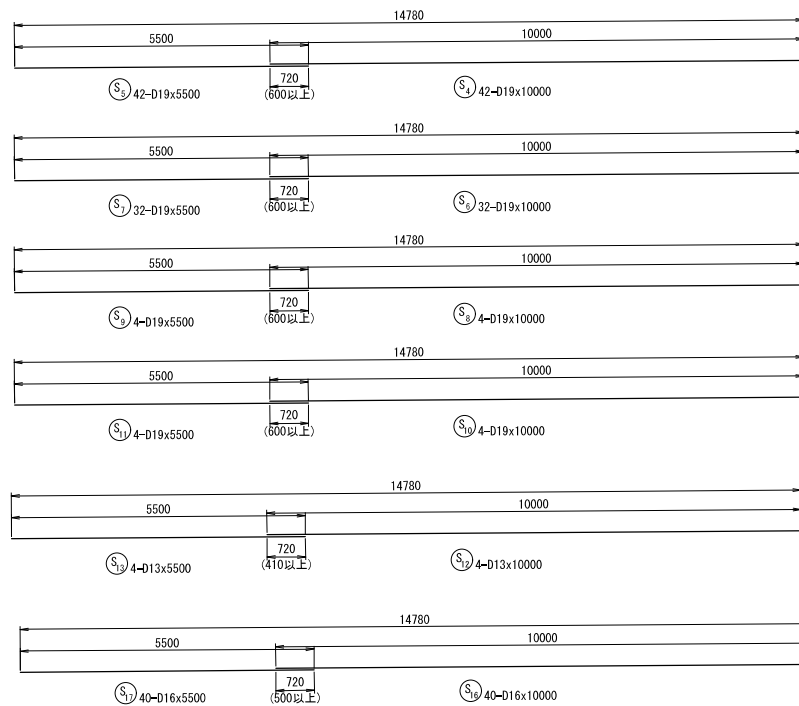
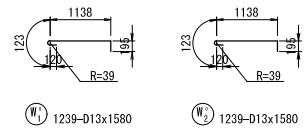
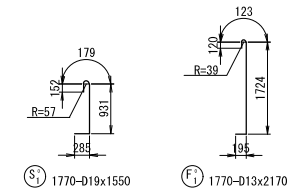
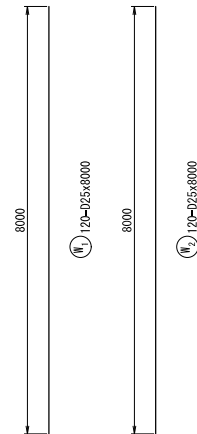
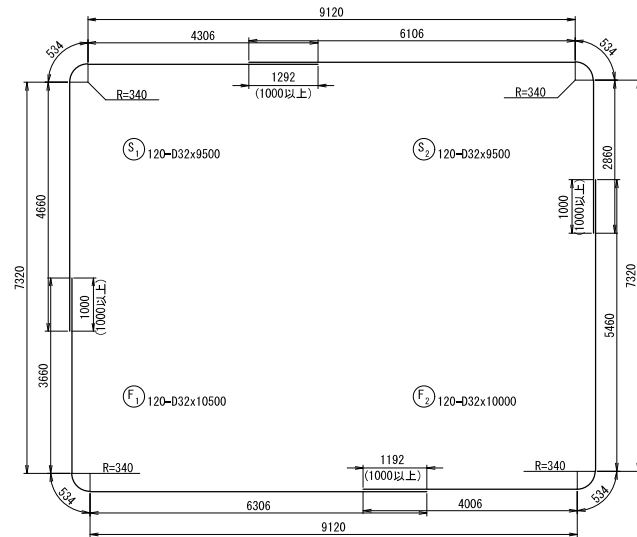
位置図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7 国道246号熊本県野田線伊勢原上地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL4) (7)		
縮 尺	1:50	図面番号	15 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

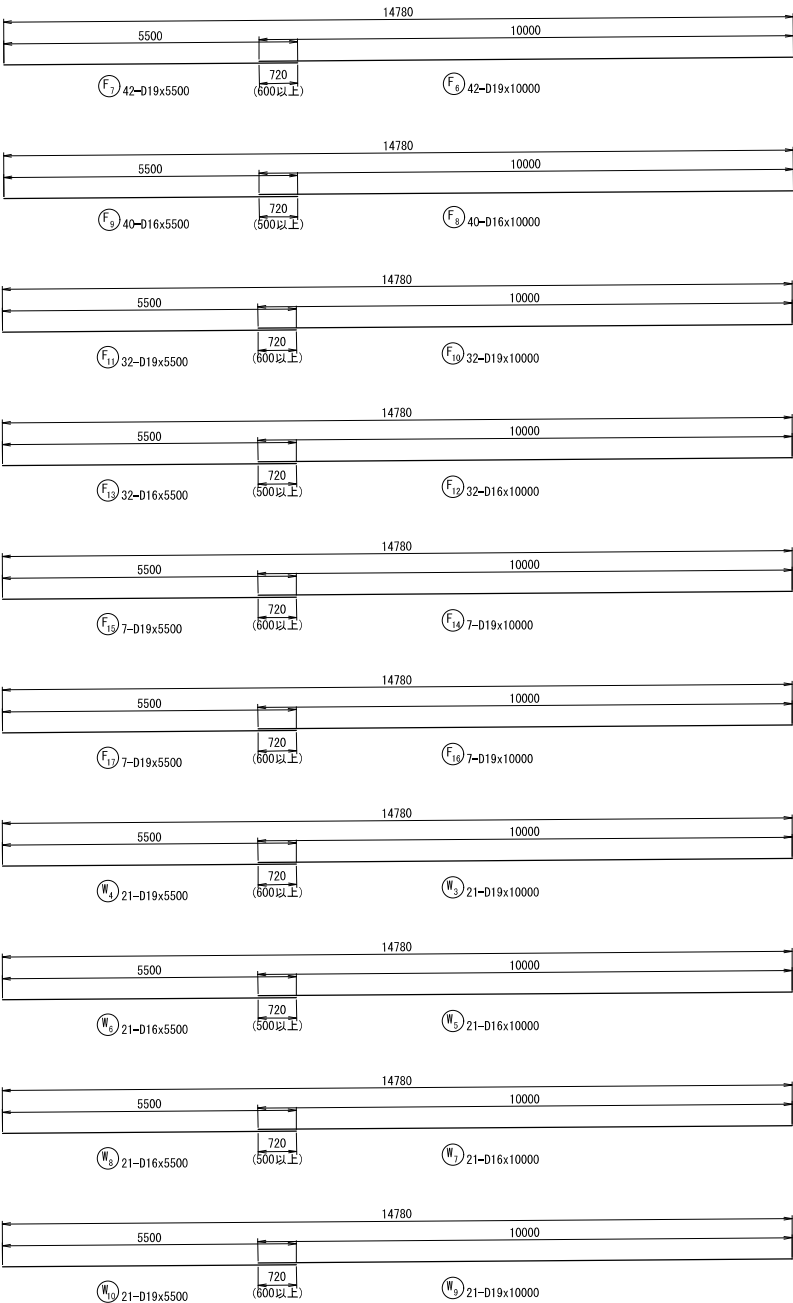
カルバート工配筋図(BL4)(8) S=1:50



工 事 名	R7国道246号樺太県大野町伊勢原上地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL4)(8)		
縮 尺	1:50	図面番号	16 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

カルバート工配筋図 (BL4) (9) S=1:50



鉄筋表 (1ブロック当り)							(SD345)
記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要
頂版							
S 1	D32	9 500	120	6.23	59.19	7 103	┌
S 2	D32	9 500	120	6.23	59.19	7 103	┐
S 3	D29	9 800	120	5.04	49.39	5 927	└
S 4	D19	10 000	42	2.25	22.50	945	—
S 5	D19	5 500	42	2.25	12.38	520	—
S 6	D19	10 000	32	2.25	22.50	720	—
S 7	D19	5 500	32	2.25	12.38	396	—
S 8	D19	10 000	4	2.25	22.50	90	—
S 9	D19	5 500	4	2.25	12.38	50	—
S 10	D19	10 000	4	2.25	22.50	90	—
S 11	D19	5 500	4	2.25	12.38	50	—
S 12	D13	10 000	4	0.995	9.95	40	—
S 13	D13	5 500	4	0.995	5.47	22	—
S 14	D13	4 150	120	0.995	4.13	496	└
S 15	D32	9 800	61	6.23	61.05	3 724	—
S 16	D16	10 000	40	1.56	15.60	624	—
S 17	D16	5 500	40	1.56	8.58	343	—
S* 1	D19	1 550	1770	2.25	3.49	6 177	└
小 計					34 420	kg	
底版							
F 1	D32	10 500	120	6.23	65.42	7 850	┌
F 2	D32	10 000	120	6.23	62.30	7 476	┐
F 3	D32	9 800	61	6.23	61.05	3 724	—
F 4	D32	9 800	120	6.23	61.05	7 326	—
F 5	D32	9 800	61	6.23	61.05	3 724	—
F 6	D19	10 000	42	2.25	22.50	945	—
F 7	D19	5 500	42	2.25	12.38	520	—
F 8	D16	10 000	40	1.56	15.60	624	—
F 9	D16	5 500	40	1.56	8.58	343	—
F 10	D19	10 000	32	2.25	22.50	720	—
F 11	D19	5 500	32	2.25	12.38	396	—
F 12	D16	10 000	32	1.56	15.60	499	—
F 13	D16	5 500	32	1.56	8.58	275	—
F 14	D19	10 000	7	2.25	22.50	158	—
F 15	D19	5 500	7	2.25	12.38	87	—
F 16	D19	10 000	7	2.25	22.50	158	—
F 17	D19	5 500	7	2.25	12.38	87	—
F 18	D13	4 330	120	0.995	4.31	517	└
F* 1	D13	2 170	1770	0.995	2.16	3 823	└
小 計					39 252	kg	

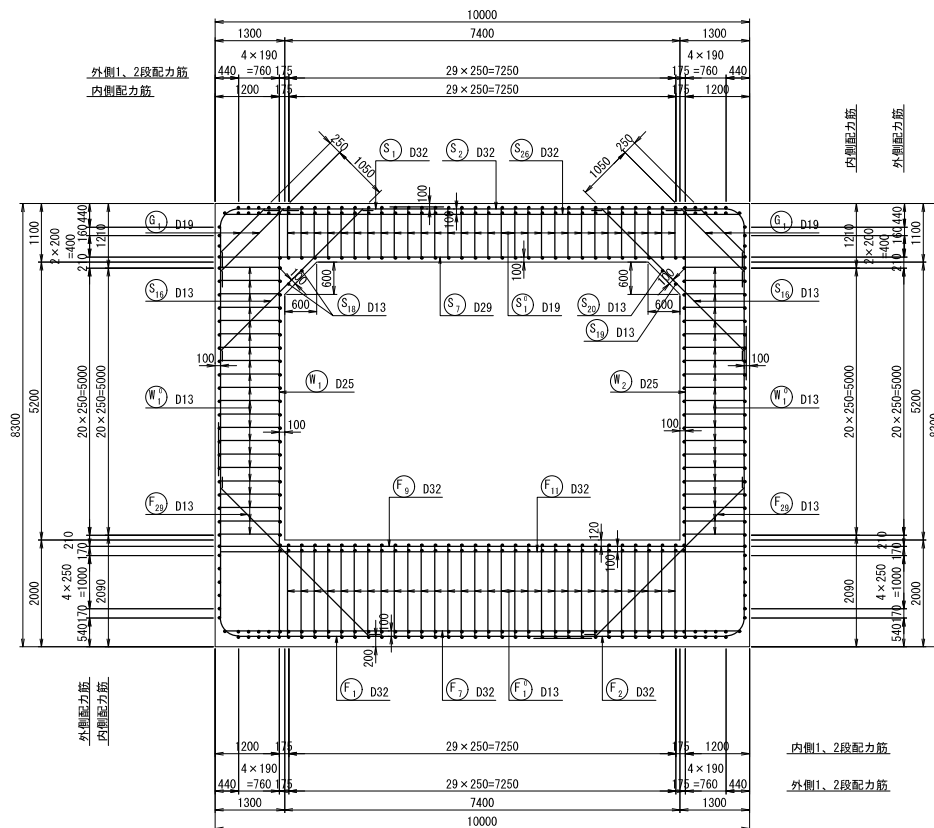
								(SD345)	
記 号	径	長 さ (mm)	本 数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要		
側壁									
W 1	D25	8 000	120	3.98	31.84	3 821			
W 2	D25	8 000	120	3.98	31.84	3 821			
W 3	D19	10 000	21	2.25	22.50	473	—		
W 4	D19	5 500	21	2.25	12.38	260	—		
W 5	D16	10 000	21	1.56	15.60	328	—		
W 6	D16	5 500	21	1.56	8.58	180	—		
W 7	D16	10 000	21	1.56	15.60	328	—		
W 8	D16	5 500	21	1.56	8.58	180	—		
W 9	D19	10 000	21	2.25	22.50	473	—		
W 10	D19	5 500	21	2.25	12.38	260	—		
W* 1	D13	1 580	1239	0.995	1.57	1 945	┐		
W* 2	D13	1 580	1239	0.995	1.57	1 945	┐		
小 計					14 014	kg			
隅角部									
G 1	D19	1 980	240	2.25	4.46	1 070	┐ (平均長)		
小 計					1 070	kg			
鉄筋総質量									
					D32	48 030	kg		
					D29	5 927	kg		
					D25	7 642	kg		
					D19	14 645	kg		
					D16	3 724	kg		
					D13	8 788	kg		
合 計					88 756	kg			

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道246号厚木東野連絡伊勢原上相模地区改良工事		
図面名	カルバート工配筋図 (BL4) (9)		
縮尺	1:50	図面番号	17 / 34
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

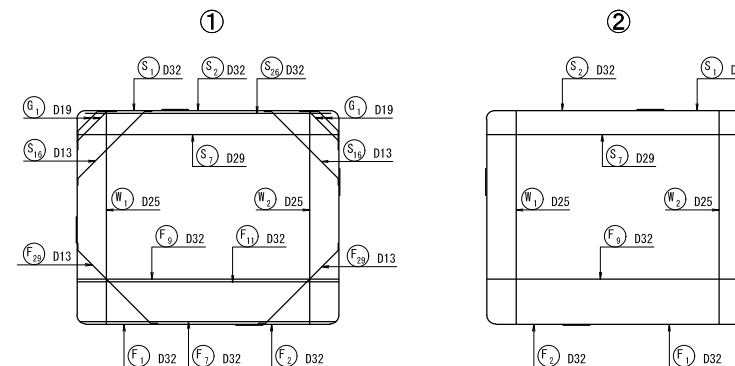
カルバート工配筋図 (BL5) (1)

1 - 1 標準断面 S=1:50

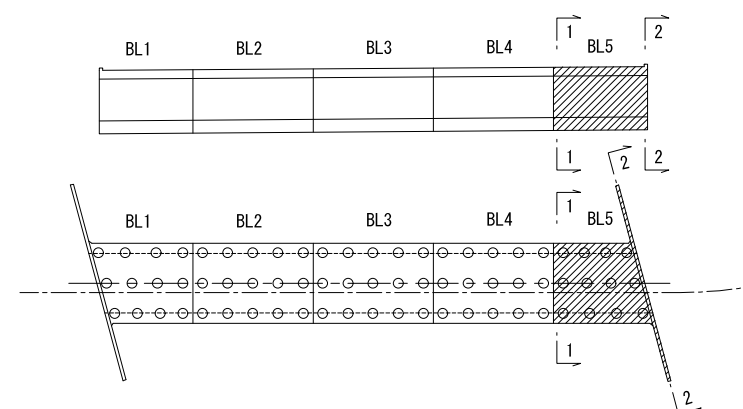


鉄筋組立図

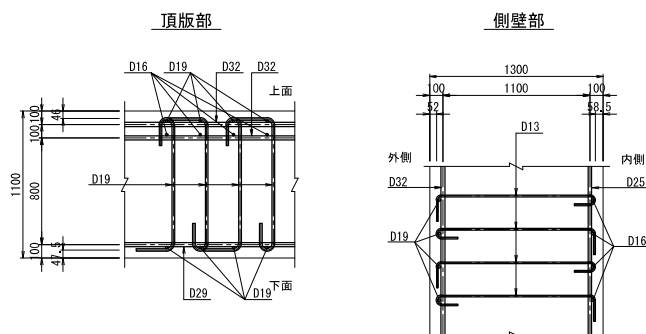
① ② ① ② . . . ctc 125



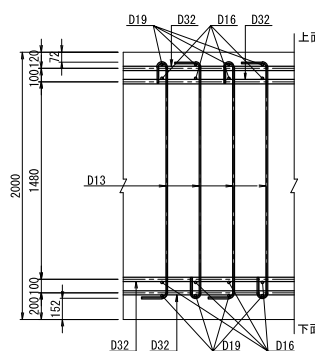
位置図



かぶり詳細図 S=1:20



底版部

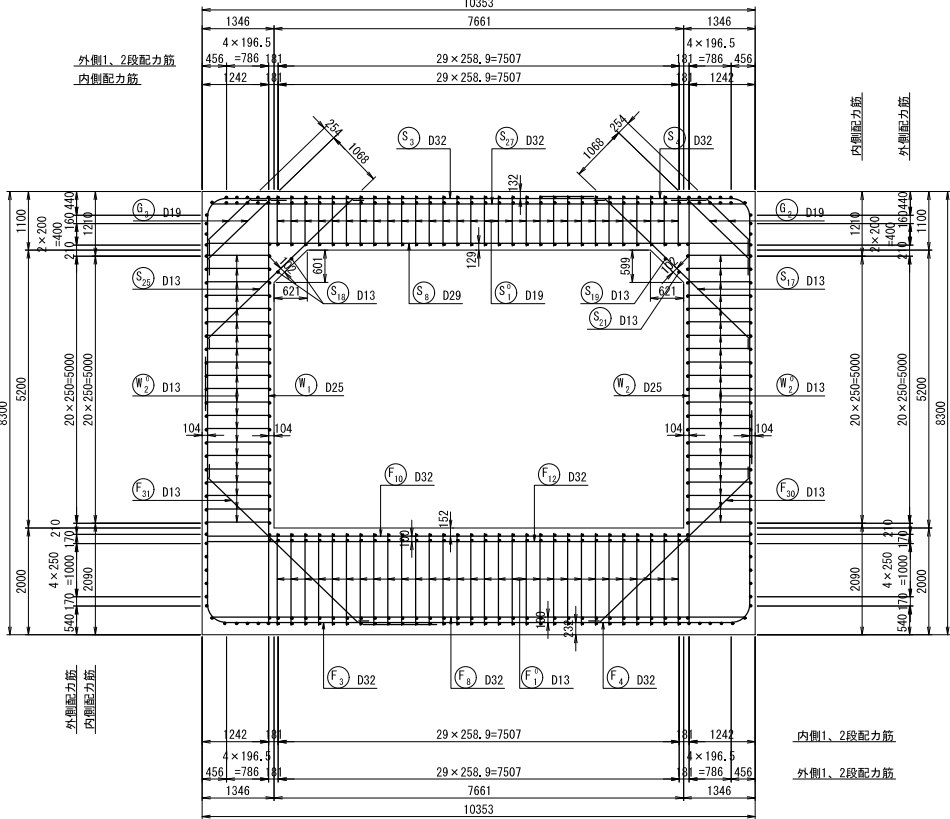


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道246号熊本県伊勢原上地区改良工事
図面名	カルバート工配筋図 (BL5) (1)
縮尺	図示 図面番号 18 / 34
年月日	令和 8 年 1 月 日
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所

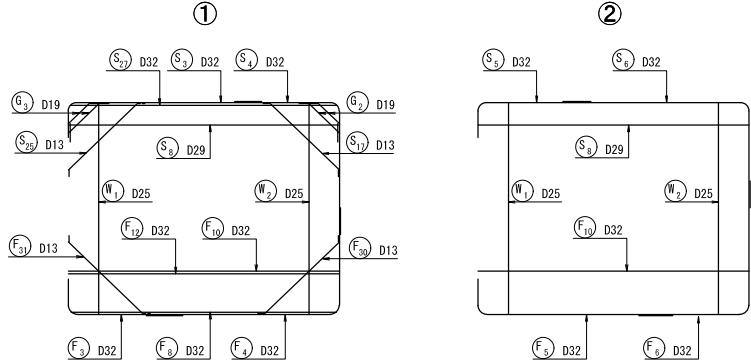
カルバート工配筋図(BL5) (2)

2 - 2 斜断面 S=1:50

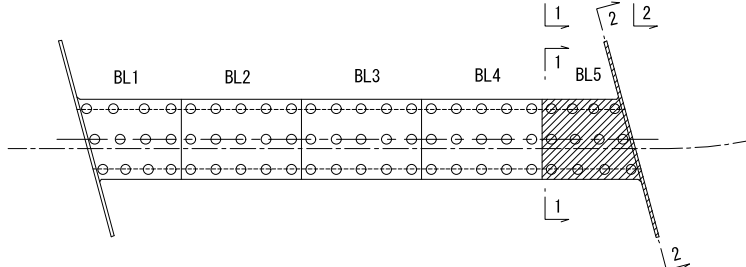
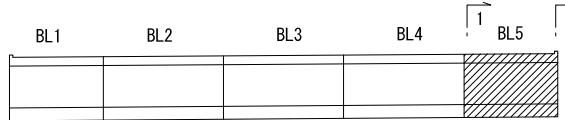


鉄筋組立図

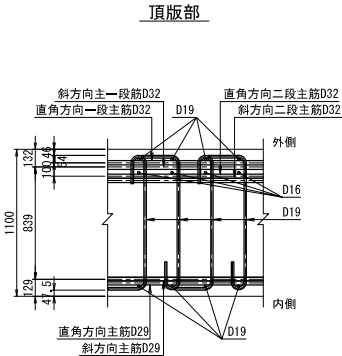
① ② ① ② . . . etc 125



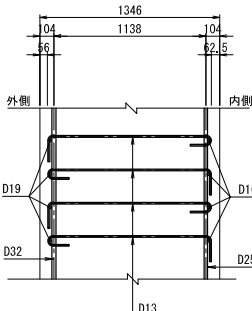
位置図



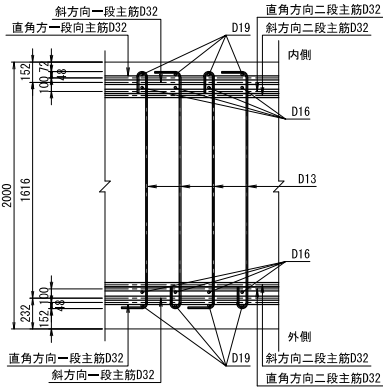
かぶり詳細図 S=1:20



側壁部



底版部

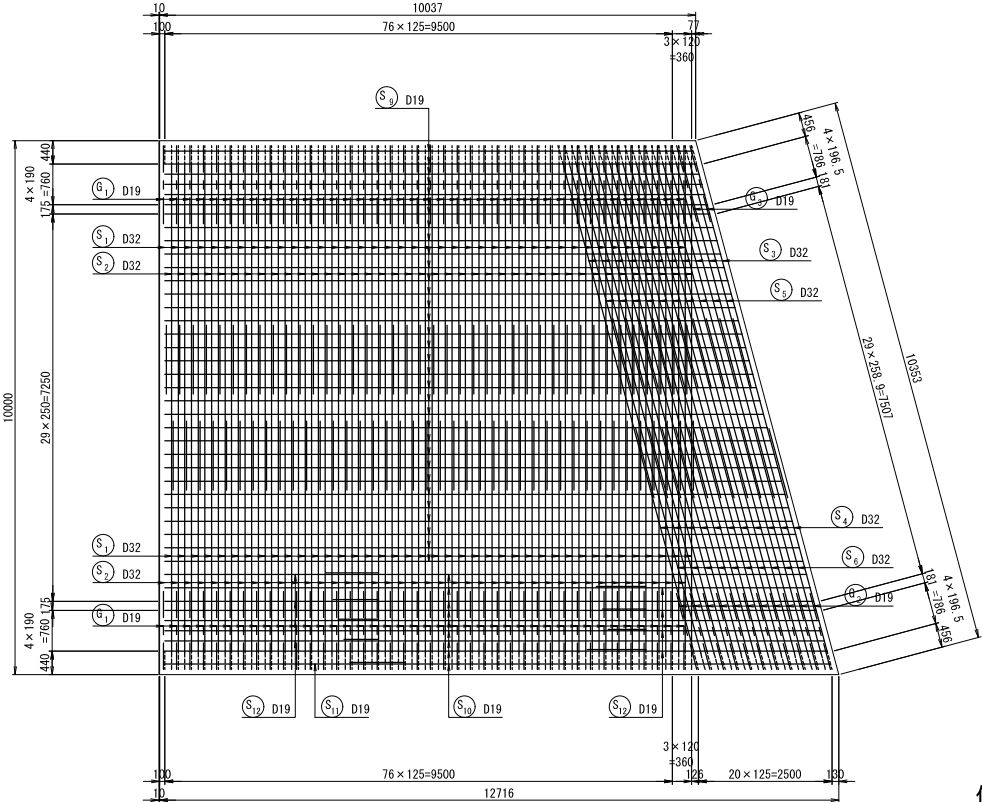


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

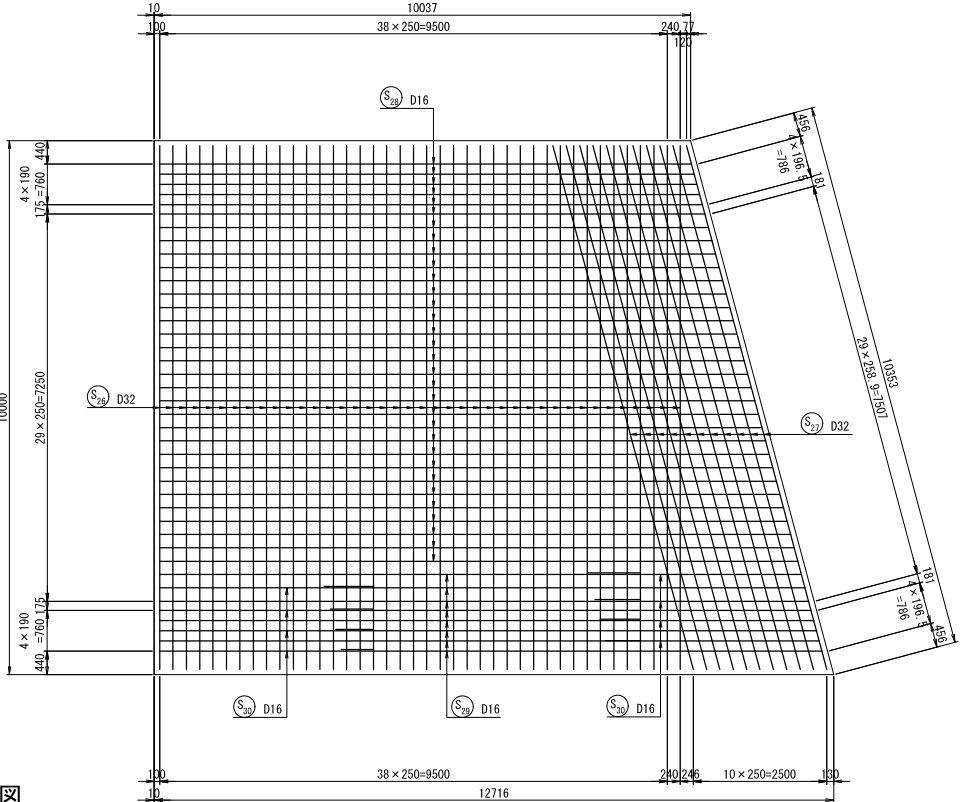
工 事 名	R7国道246号厚木東野道野伊勢原上粕屋地区改良工事		
図 面 名	カルバー土工配筋図(BL5)(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	19 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (3) S=1:50

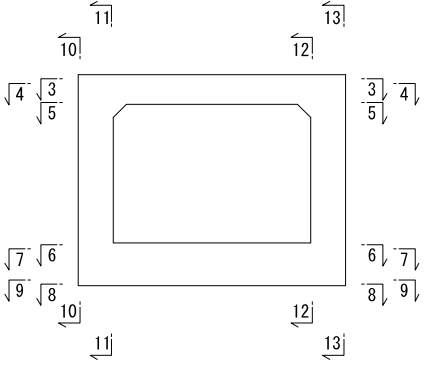
3 - 3 頂版上側一段目



4 - 4 頂版上側二段目



位置図

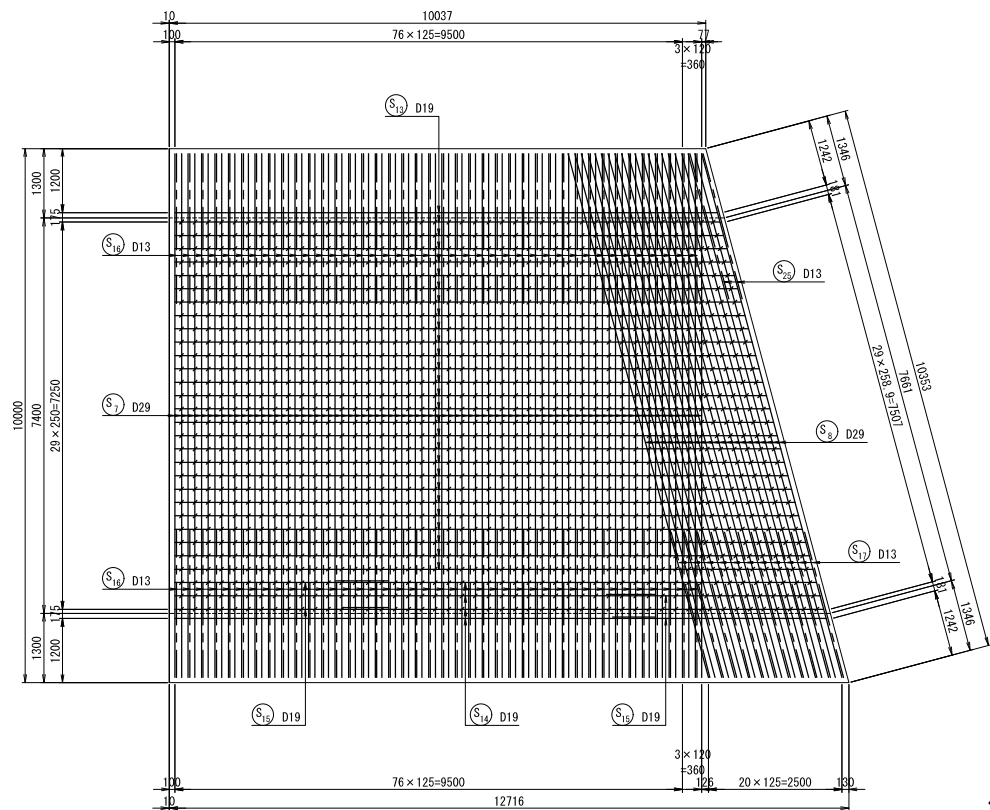


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

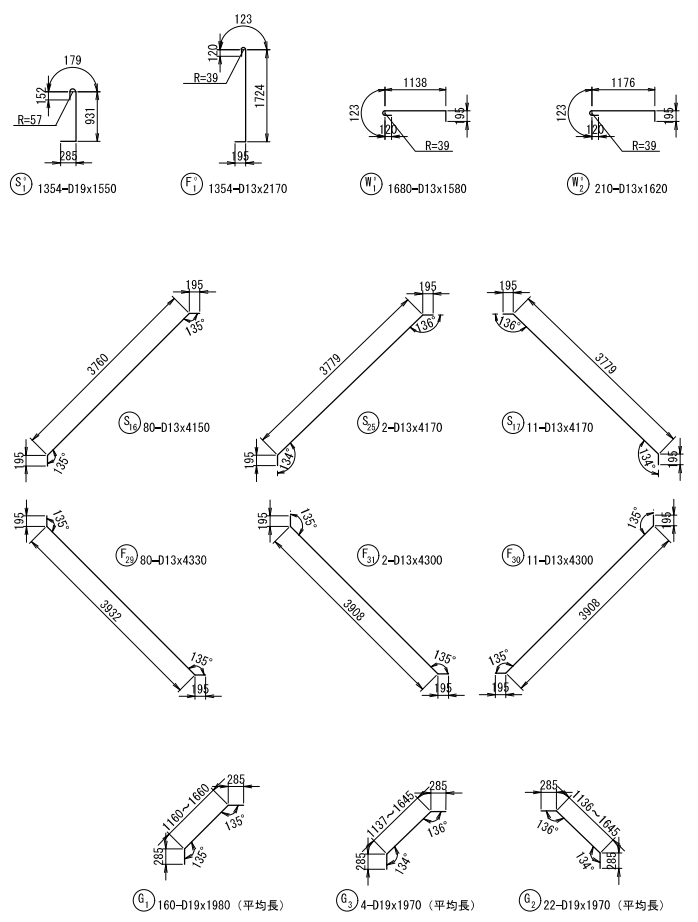
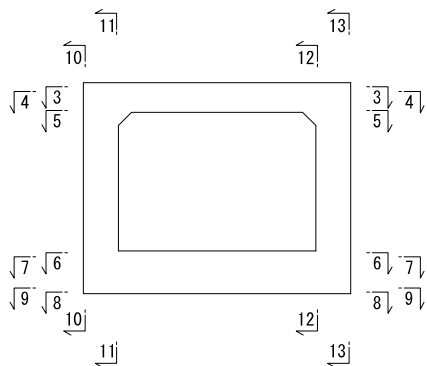
工 事 名	R7 国道246号厚木東野道線伊勢原上相模地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL5) (3)		
縮 尺	1:50	図面番号	20 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (4) S=1:50

5 - 5 頂版下側



位置図

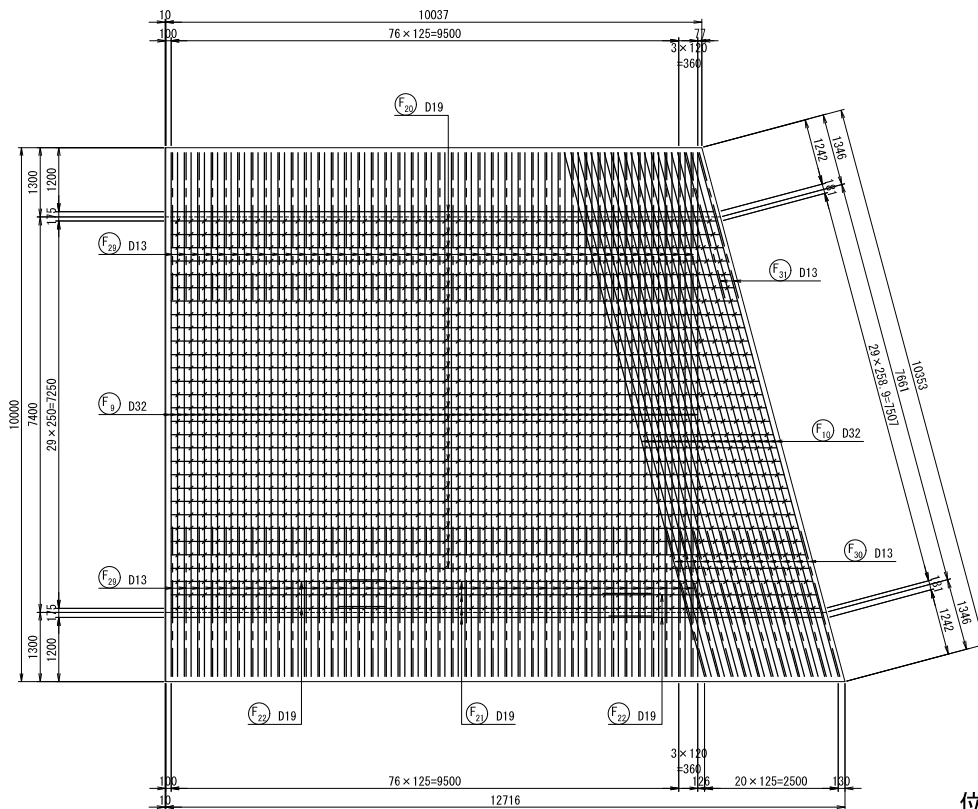


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

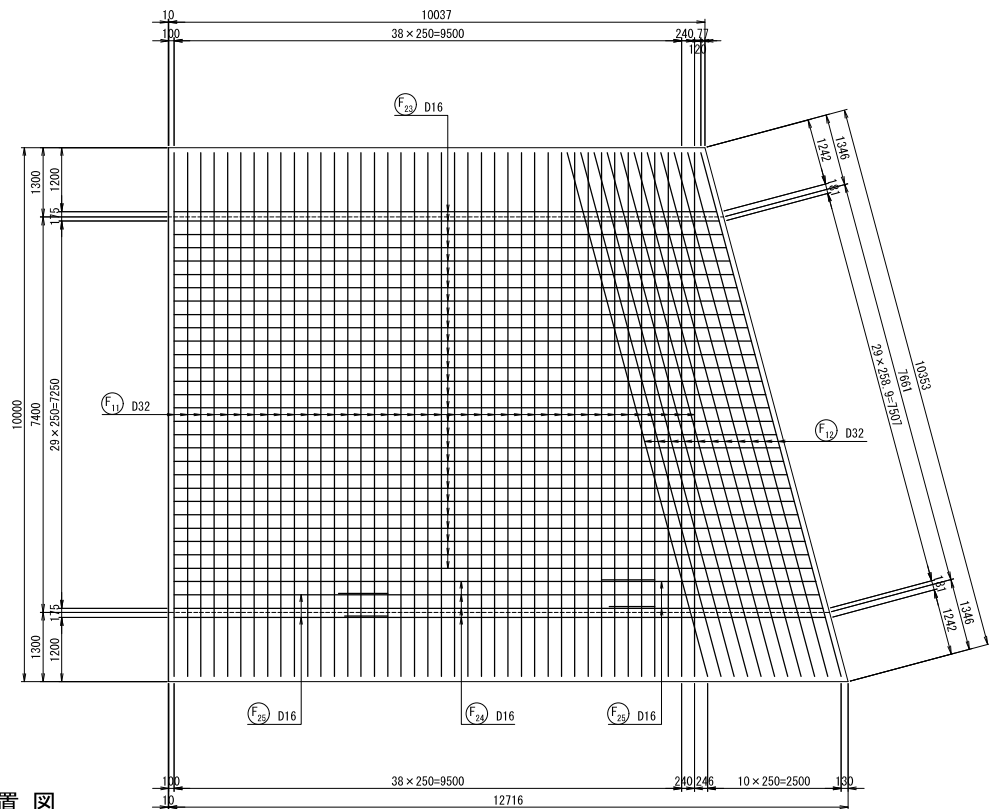
工事名	R7 国道246号厚木東野道伊勢原上松園地区改良工事		
図面名	カルバート工配筋図 (BL5) (4)		
縮尺	1:50	図面番号	21 / 34
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (5) S=1:50

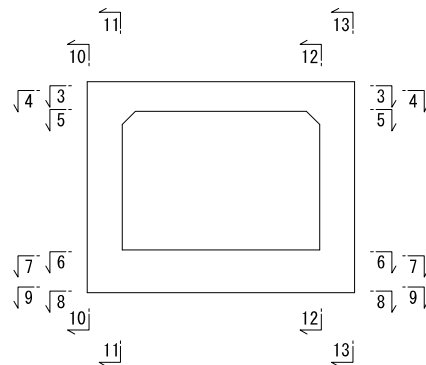
6 - 6 底版上側一段目



7 - 7 底版上側二段目



位置図

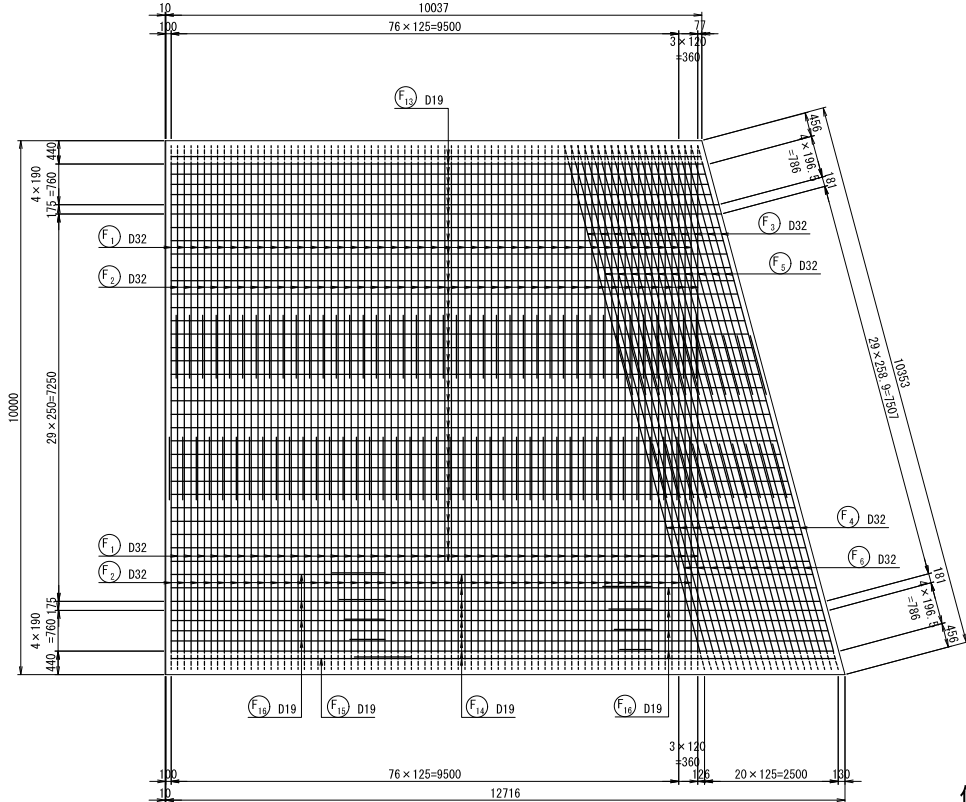


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

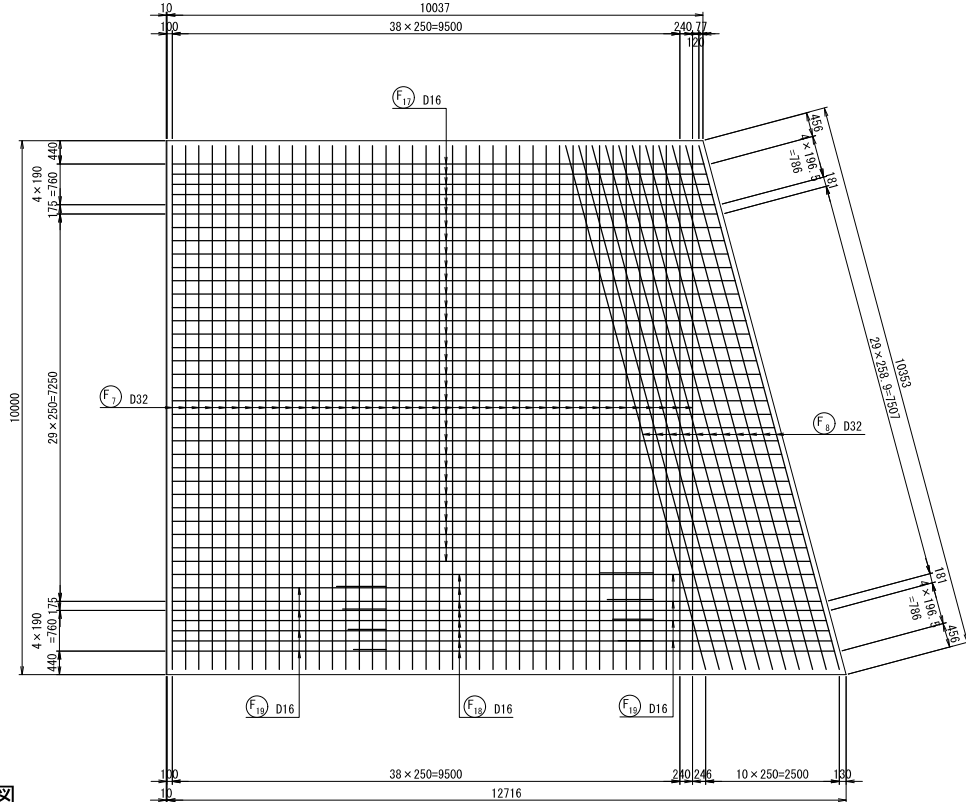
工事名	R7国道246号厚木東野道伊勢原上相模地区改良工事		
図面名	カルバート工配筋図 (BL5) (5)		
縮尺	1:50	図面番号	22 / 34
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (6) S=1:50

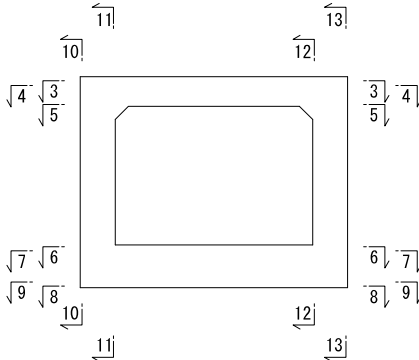
8 - 8 底版下側一段目



9 - 9 底版下側二段目



位置图

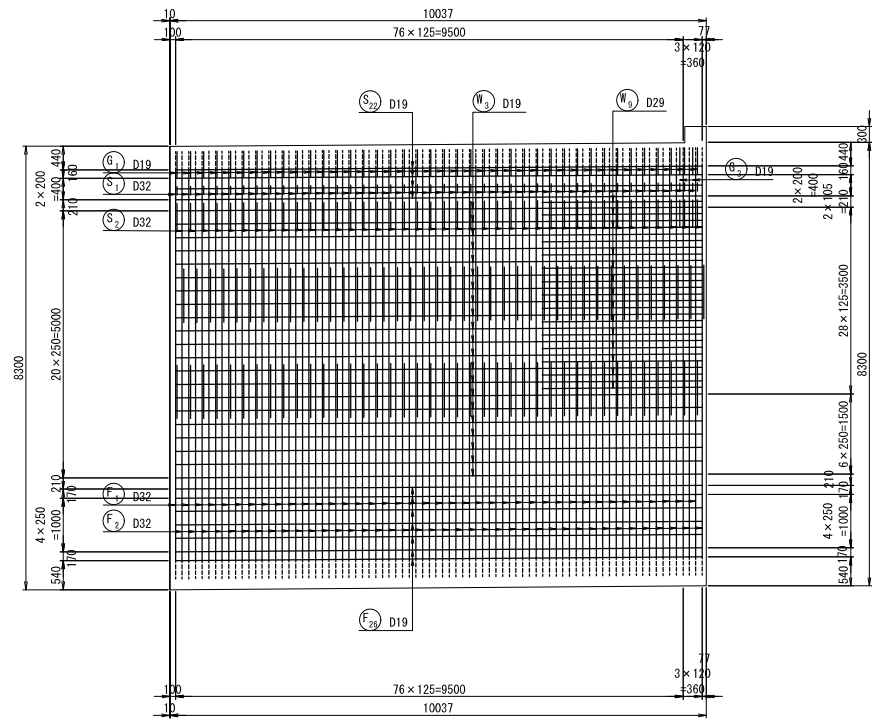


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

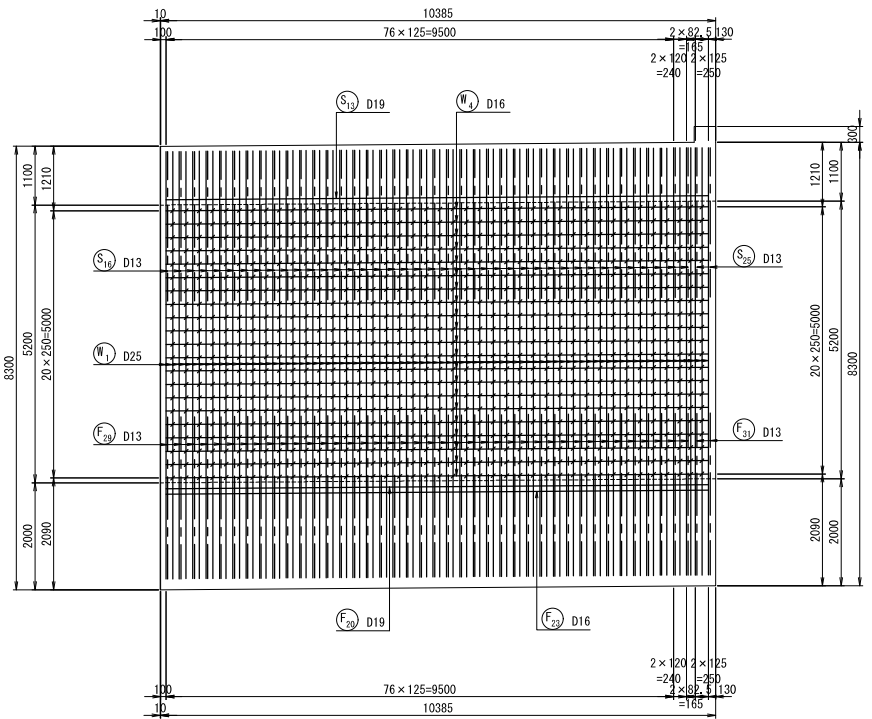
工 事 名	R7国道246号厚木美野路伊勢原上相地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL5)(6)		
縮 尺	1:50	図面番号	23 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (7) S=1:50

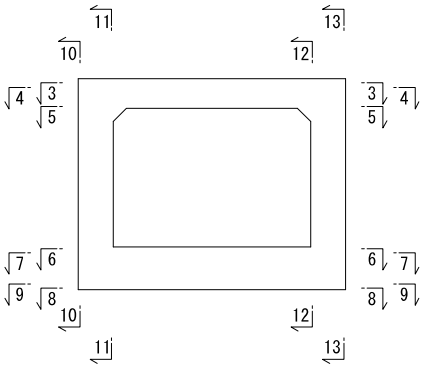
10 - 10 左側壁外側



11 - 11 左側壁内側



位置図

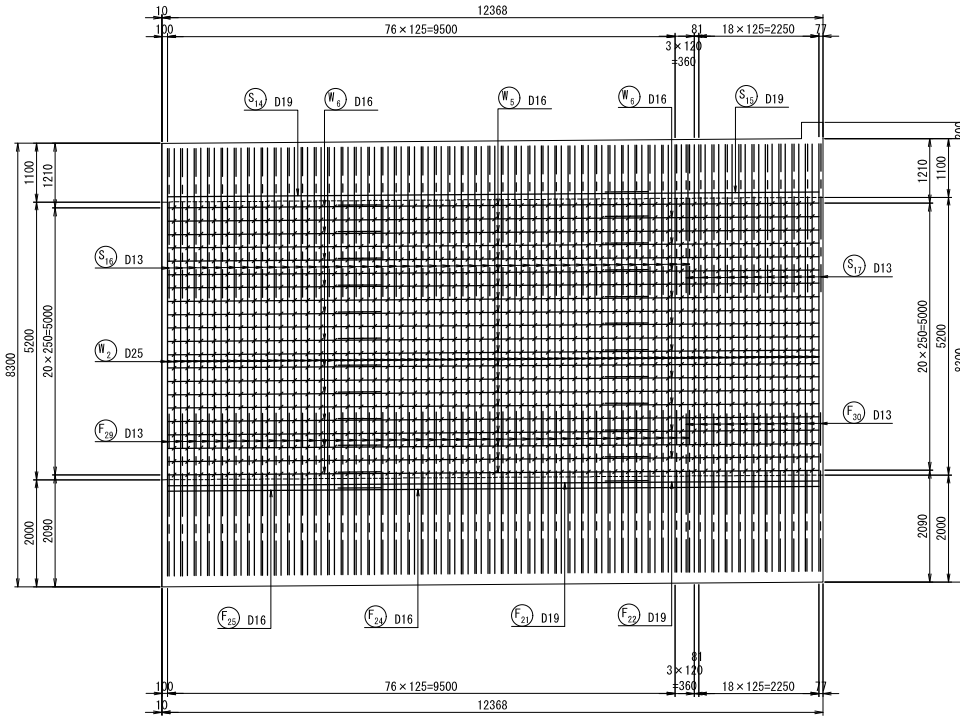


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

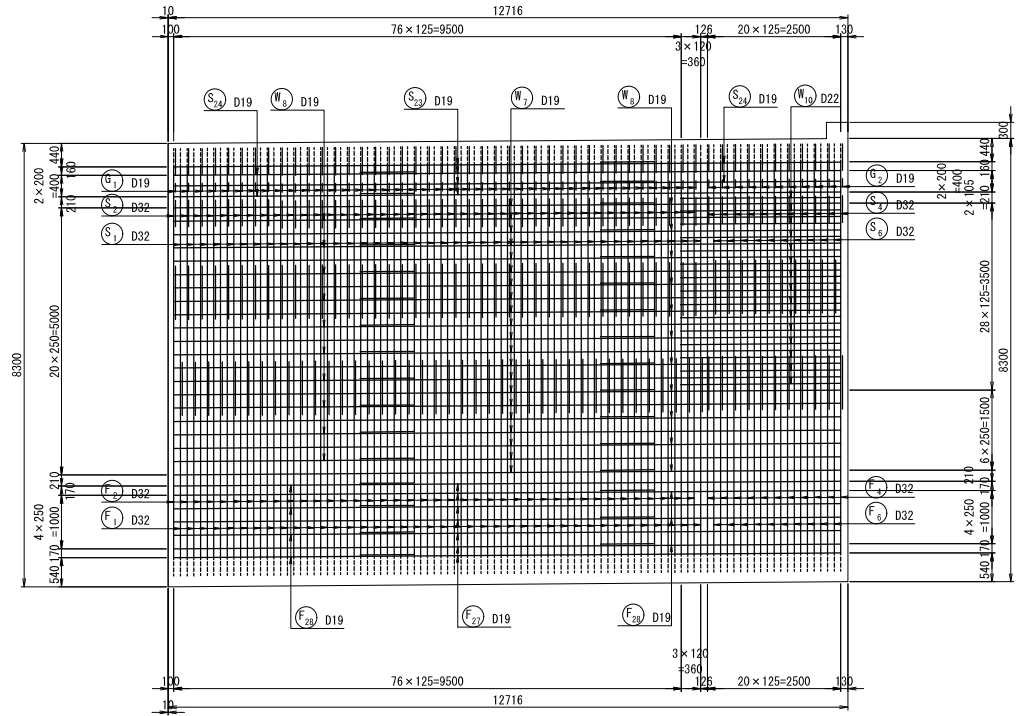
工事名	R7国道246号熊本県野田線伊勢原上地区改良工事		
図面名	カルバート工配筋図 (BL5) (7)		
縮尺	1:50	図面番号	24 / 34
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバー ト工配筋図 (BL5) (8) S=1:50

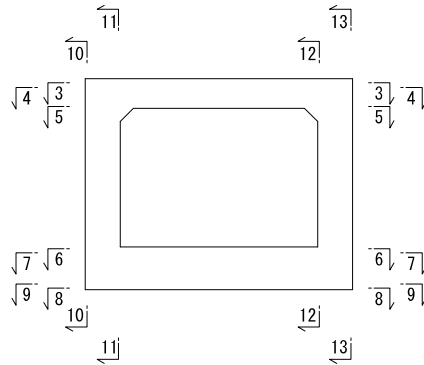
12 - 12 右側壁内側



13 - 13 右側壁外側



位置図

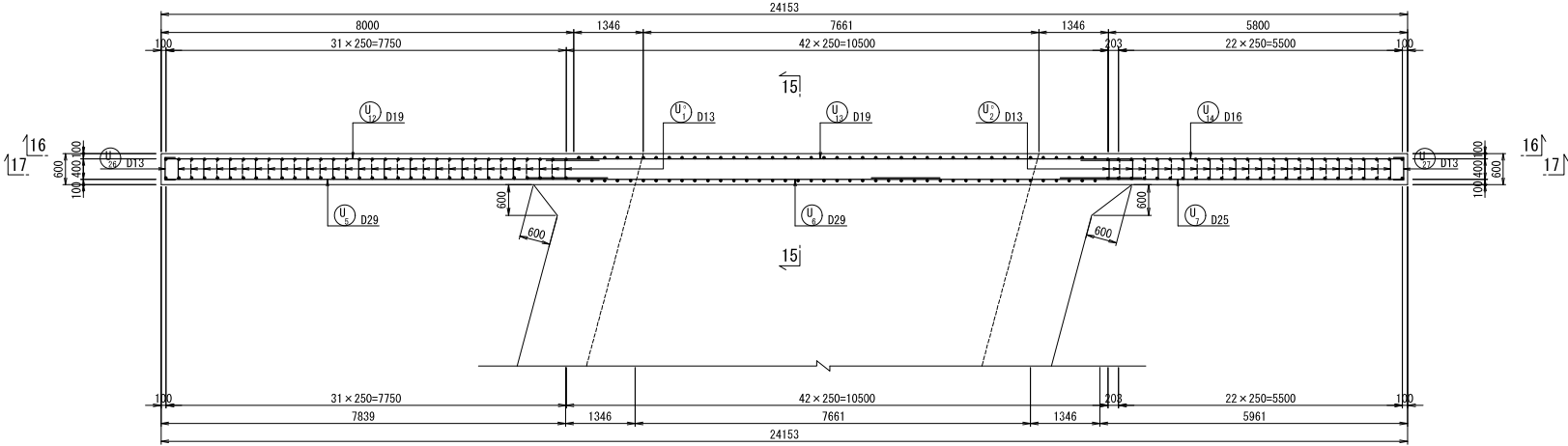


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

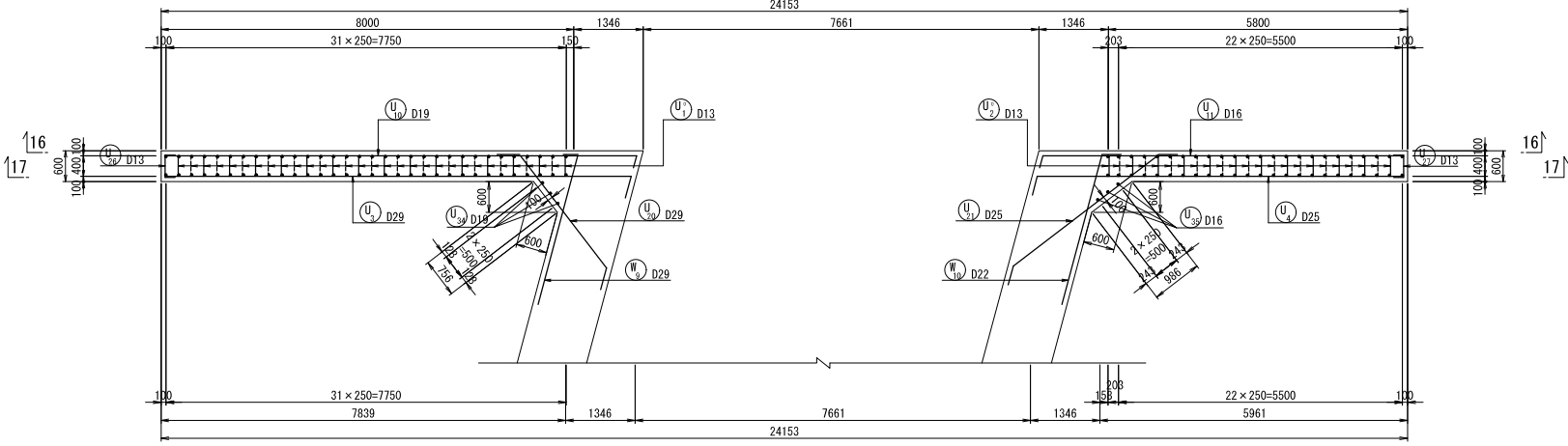
工 事 名	R7 国道 246 号厚木大森野道伊勢原上地量地区改良工事		
図 面 名	カルバー木土工配筋図 (BL5) (8)		
縮 尺	1:50	図面番号	25 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (9) S=1:50

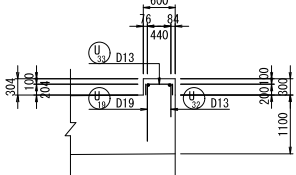
13-13 ウィング断面図



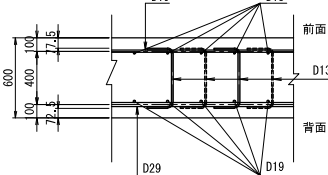
14-14 ウィング断面図



15-15 土留壁断面図



かぶり詳細図 S=1:20

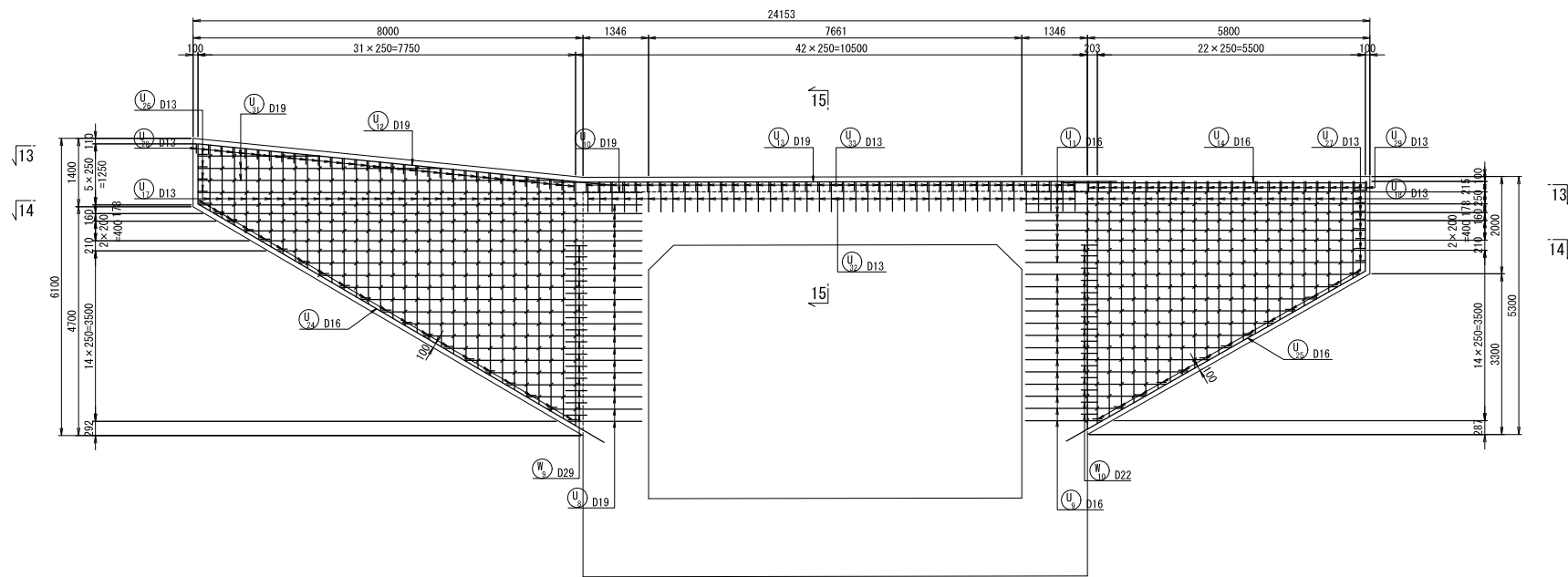


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

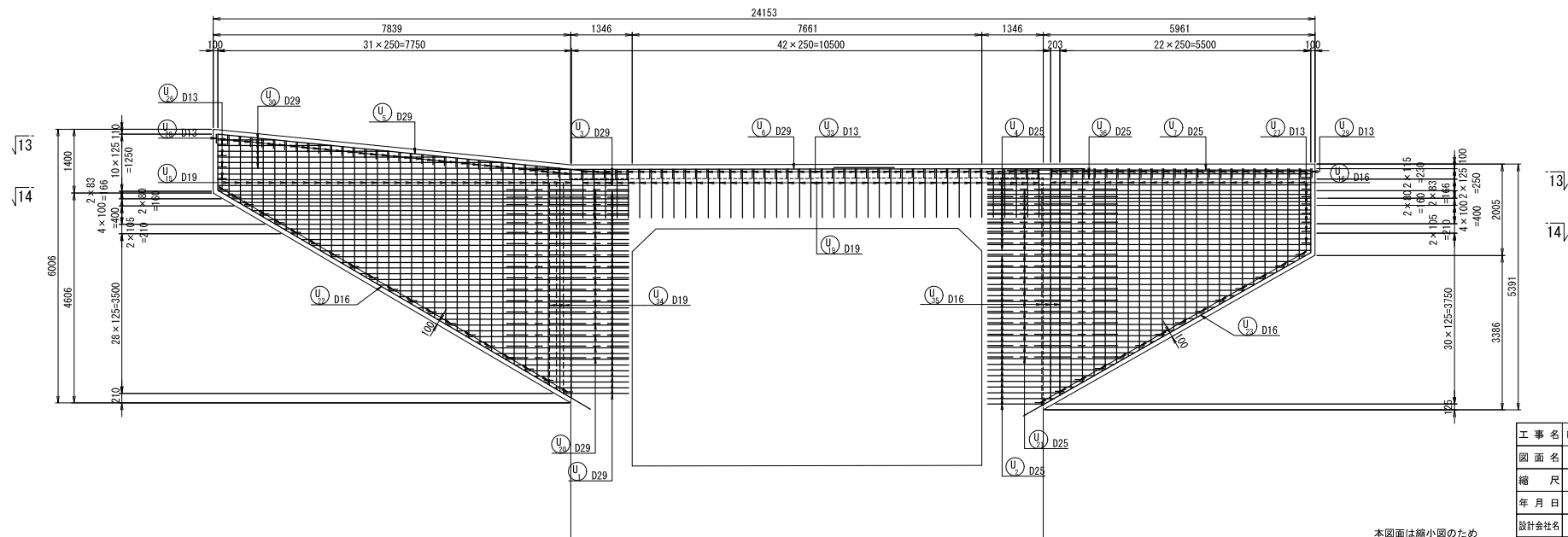
工事名	R7国道246号津木東野道伊勢原上相模地区改良工事
図面名	カルバート工配筋図 (BL5) (9)
縮尺	図示 図面番号 26 / 34
年月日	令和8年1月 日
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所

カルバート工配筋図 (BL5) (10) S=1:50

16-16 ウィング外側



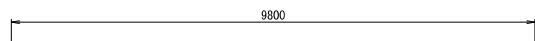
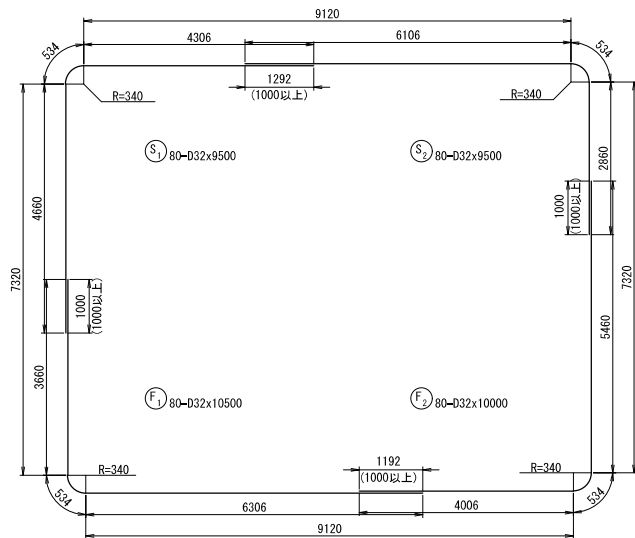
17-17 ウィング内側



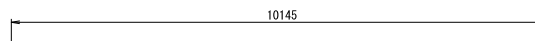
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道246号堺木野道伊勢原上地地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL5) (10)		
縮 尺	1:50	図面番号	27 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

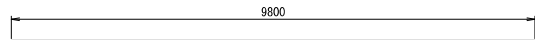
カルバート工配筋図(BL5)(11) s=1:50



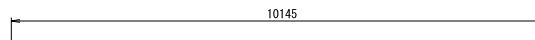
Ⓢ₇ 80-D29x9800



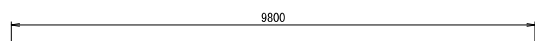
Ⓢ₈ 21-D29x10150



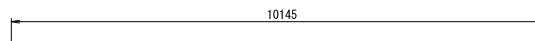
Ⓢ₂₆ 40-D32x9800



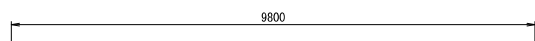
⑤ 11-D32x10150



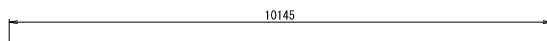
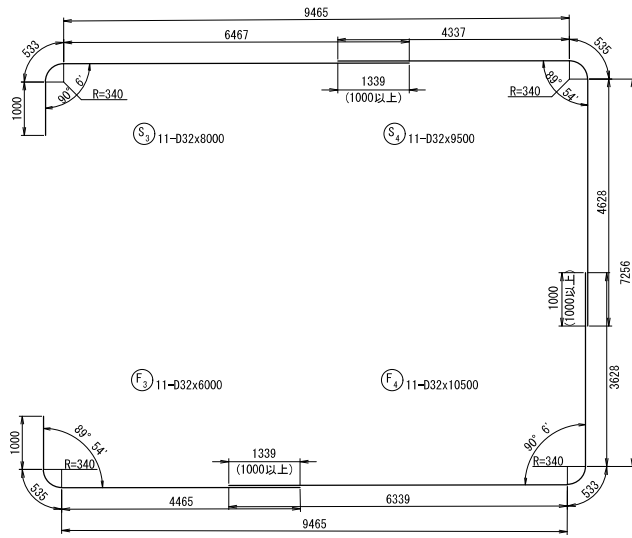
ⓕ₇ 40-D32x9800



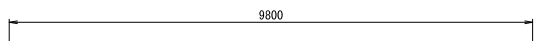
⑧ 11-D32x10150



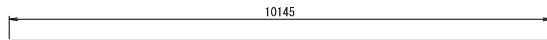
Ⓕ₉ 80-D32x9800



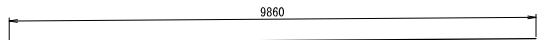
Ⓣ₁₀ 21-D32x10150



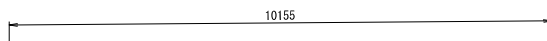
⑪ 40-D32x9800



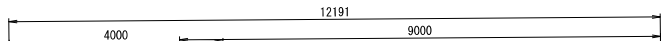
①_{F12} 11-D32x10150



W₃ 21-D19x986

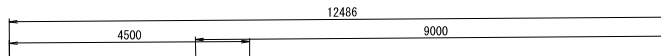


④ 21-D16x101



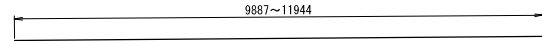
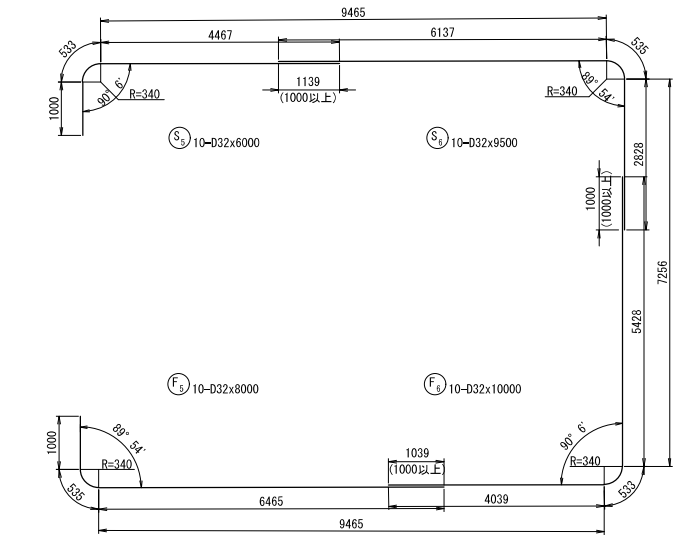
W₆ 21-D16x4000

W₅ 21-D16x9000

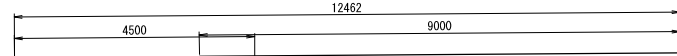


W₈ 21-D19x4500

W₇ 21-D19x9000

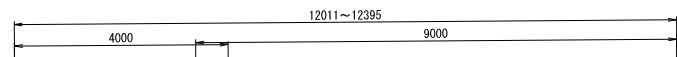


⑨ 33-D19x10920 (平均長)



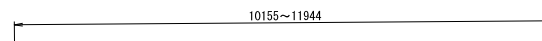
⑤ 1-D19x4500

⑤ 9-D19x9000

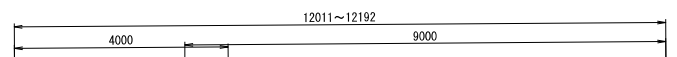


$(S_{i,2})_0, D10..4000$

⑤ 010100000



⑤ 28-D19x11050 (平均長)



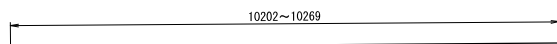
Ⓢ₁₅ 4-D19x4000

⑮ 4-D19x9000

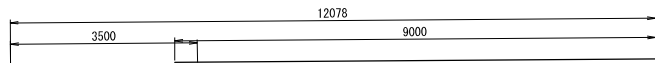
工 事 名	R7国道246号熊本県野田路伊勢野上地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL5) (11)		
縮 尺	1:50	図面番号	28 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

カルバート工配筋図 (BL5) (12) S=1:50

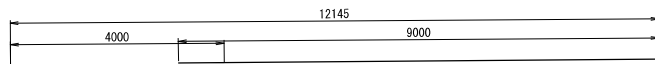


(S₁₈) 2-D13x10240 (平均長)



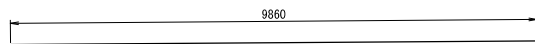
(S₁₉) 1-D13x3500

(S₁₉) 2-D13x9000

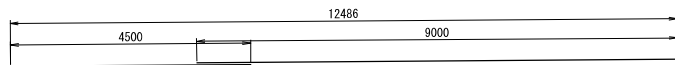


(S₂) 1-D13x4000

(S₁₉) D13x9000

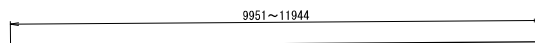


(S₂₂) 4-D19x9860

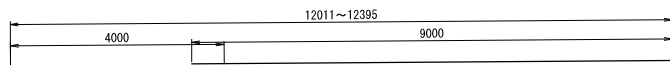


(S₁₄) 4-D19x4500

(S₁₉) 4-D19x9000

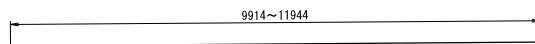


(S₂₈) 32-D16x10950 (平均長)

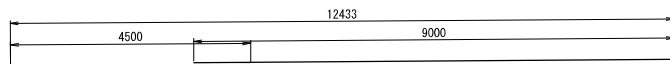


(S₁₉) 8-D16x4000

(S₁₉) 8-D16x9000

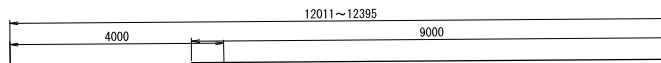


(F₁₉) 33-D19x10930 (平均長)



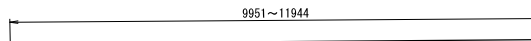
(F₁₉) 1-D19x4500

(F₁₄) 9-D19x9000

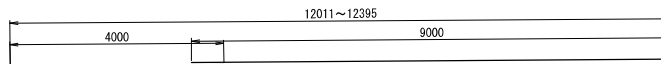


(F₁₉) 8-D19x4000

(F₁₄) D19x9000

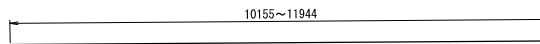


(F₁₇) 32-D16x10950 (平均長)

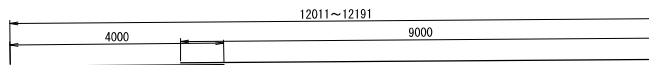


(F₁₉) 8-D16x4000

(F₁₉) 8-D16x9000

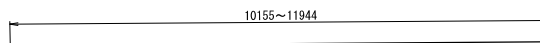


(F₂₈) 28-D19x11050 (平均長)

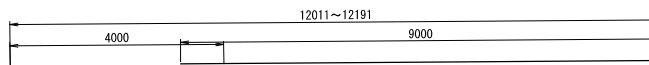


(F₂₂) 4-D19x4000

(F₂₁) 4-D19x9000

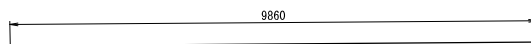


(F₂₃) 28-D16x11050 (平均長)

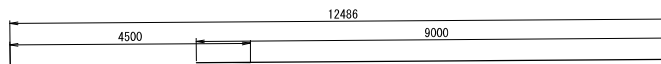


(F₂₅) 4-D16x4000

(F₂₄) 4-D16x9000

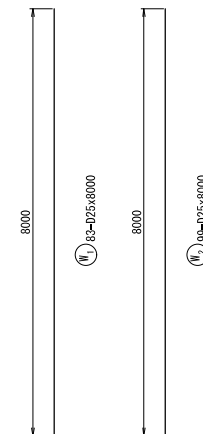


(F₂₉) 7-D19x9860



(F₂₉) 7-D19x4500

(F₂₁) 7-D19x9000



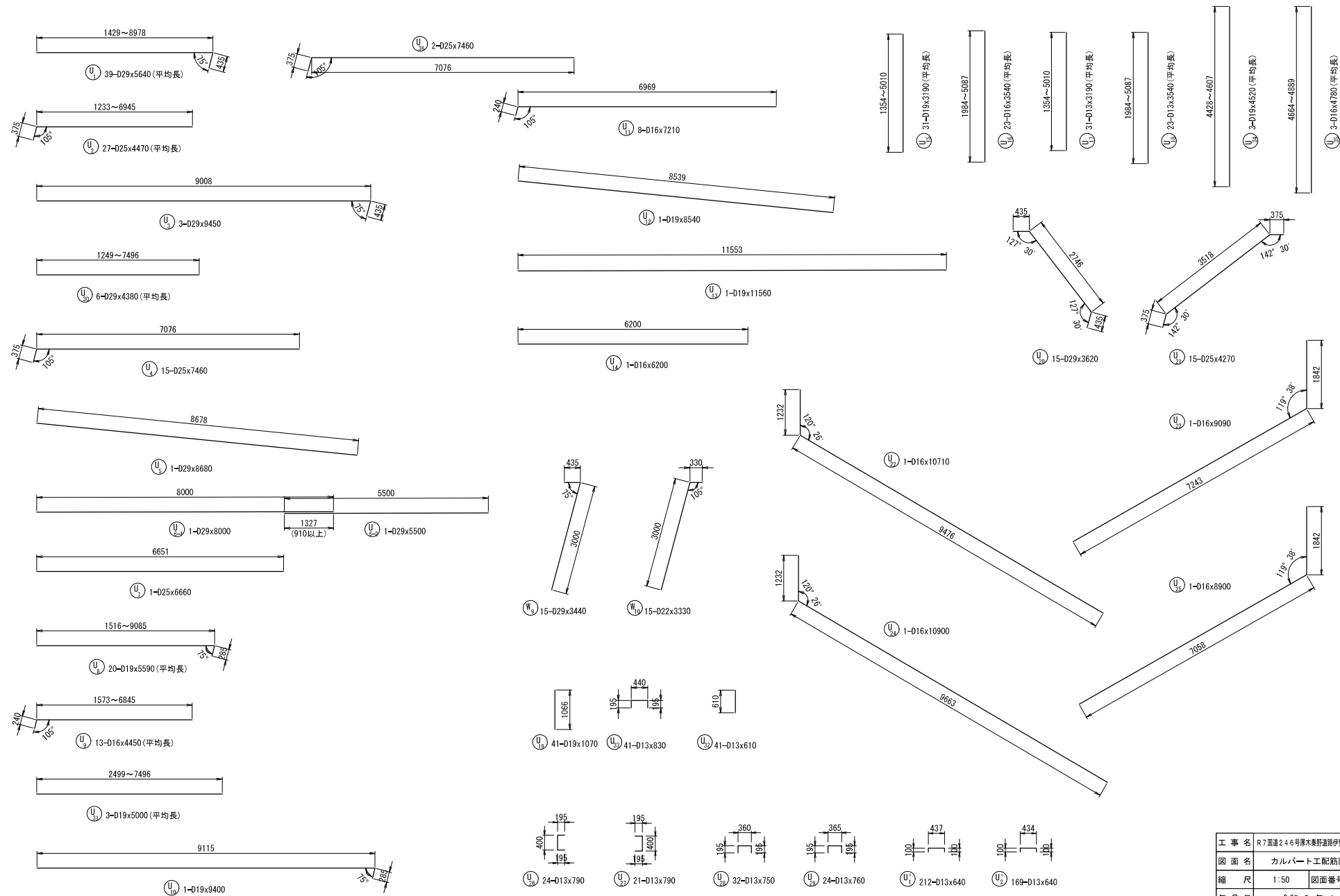
(R) 83-D25x8000

(R) 99-D25x8000

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道246号津木東野道接伊勢原上松蓮地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL5) (12)		
縮 尺	1:50	図面番号	29 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図(BL5) (13) S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道246号厚木東野道伊勢原上杉地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図(BL5)(13)		
縮 尺	1:50	図面番号	30 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

カルバート工配筋図 (BL5) (14)

鉄筋表

(SD345)

記 号	径	長 さ	本 数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
		(mm)		(kg/m)	(kg)	(kg)	
頂版							
S 1	D32	9 500	80	6.23	59.19	4 735	┐
S 2	D32	9 500	80	6.23	59.19	4 735	┐
S 3	D32	8 000	11	6.23	49.84	548	┐
S 4	D32	9 500	11	6.23	59.19	651	┐
S 5	D32	6 000	10	6.23	37.38	374	┐
S 6	D32	9 500	10	6.23	59.19	592	┐
S 7	D29	9 800	80	5.04	49.39	3 951	┐
S 8	D29	10 150	21	5.04	51.16	1 074	┐
S 9	D19	10 920	33	2.25	24.57	811	┐ (平均長)
S 10	D19	9 000	9	2.25	20.25	182	┐
S 11	D19	4 500	1	2.25	10.13	10	┐
S 12	D19	4 000	8	2.25	9.00	72	┐
S 13	D19	11 050	28	2.25	24.86	696	┐ (平均長)
S 14	D19	9 000	4	2.25	20.25	81	┐
S 15	D19	4 000	4	2.25	9.00	36	┐
S 16	D13	4 150	80	0.995	4.13	330	┐
S 17	D13	4 170	11	0.995	4.15	46	┐
S 18	D13	10 240	2	0.995	10.19	20	┐ (平均長)
S 19	D13	9 000	2	0.995	8.96	18	┐
S 20	D13	3 500	1	0.995	3.48	3	┐
S 21	D13	4 000	1	0.995	3.98	4	┐
S 22	D19	9 860	4	2.25	22.19	89	┐
S 23	D19	9 000	4	2.25	20.25	81	┐
S 24	D19	4 500	4	2.25	10.13	41	┐
S 25	D13	4 170	2	0.995	4.15	8	┐
S 26	D32	9 800	40	6.23	61.05	2 442	┐
S 27	D32	10 150	11	6.23	63.23	696	┐
S 28	D16	10 950	32	1.56	17.08	547	┐ (平均長)
S 29	D16	9 000	8	1.56	14.04	112	┐
S 30	D16	4 000	8	1.56	6.24	50	┐
S* 1	D19	1 550	1354	2.25	3.49	4 725	┐
小 計						27 760	kg
側壁							
W 1	D25	8 000	83	3.98	31.84	2 643	┐
W 2	D25	8 000	99	3.98	31.84	3 152	┐
W 3	D19	9 860	21	2.25	22.19	466	┐
W 4	D16	10 160	21	1.56	15.85	333	┐
W 5	D16	9 000	21	1.56	14.04	295	┐
W 6	D16	4 000	21	1.56	6.24	131	┐
W 7	D19	9 000	21	2.25	20.25	425	┐
W 8	D19	4 500	21	2.25	10.13	213	┐
W 9	D29	3 440	15	5.04	17.34	260	┐
W 10	D22	3 330	15	3.04	10.12	152	┐
W* 1	D13	1 580	1680	0.995	1.57	2 638	┐
W* 2	D13	1 620	210	0.995	1.61	338	┐
小 計						11 046	kg

鉄筋表

(SD345)

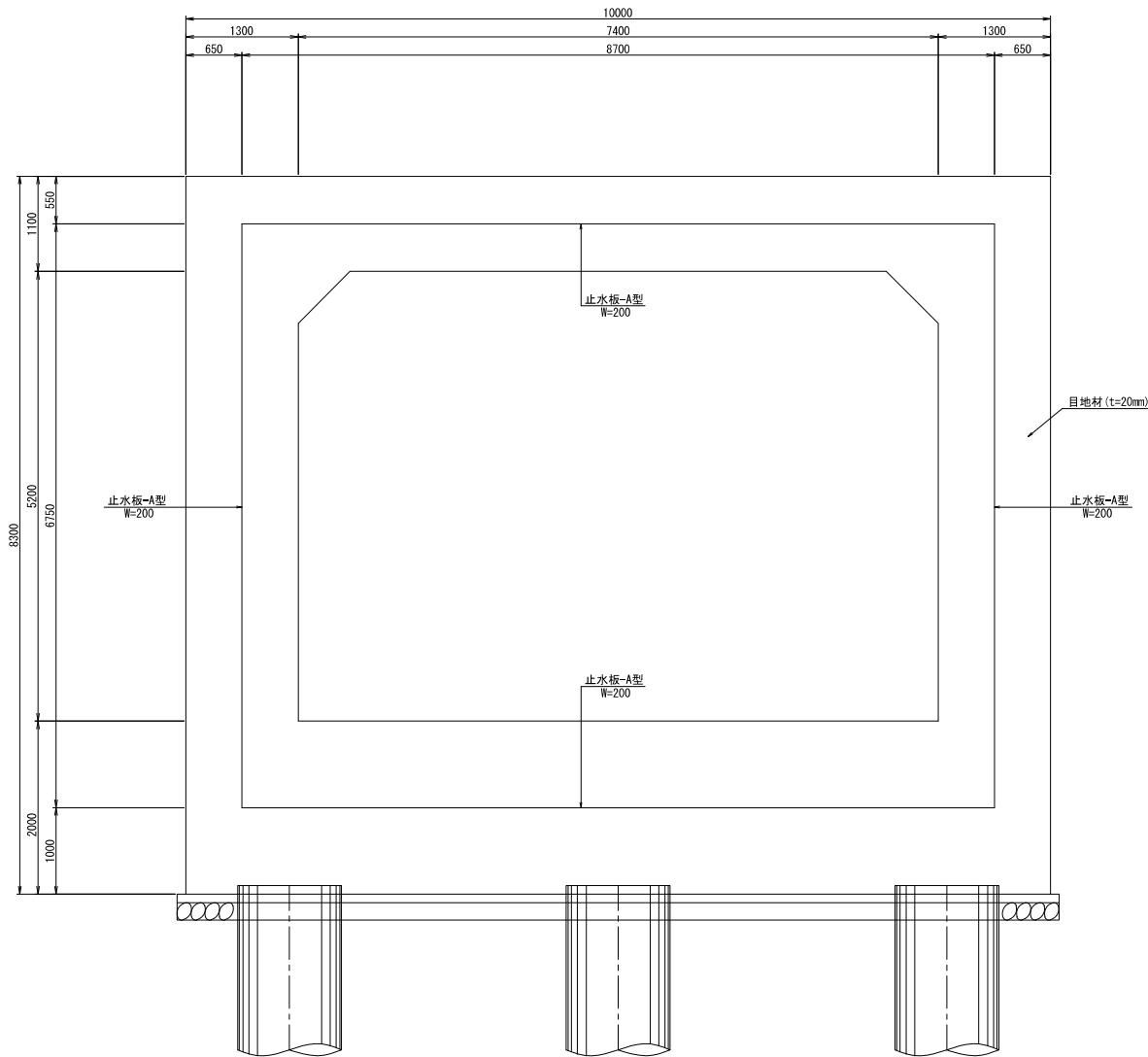
記 号	径	長 さ	本 数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
		(mm)		(kg/m)	(kg)	(kg)	
底板							
F 1	D32	10 500	80	6.23	65.42	5 234	┐
F 2	D32	10 000	80	6.23	62.30	4 984	┐
F 3	D32	6 000	11	6.23	37.38	411	┐
F 4	D32	10 500	11	6.23	65.42	720	┐
F 5	D32	8 000	10	6.23	49.84	498	┐
F 6	D32	10 000	10	6.23	62.30	623	┐
F 7	D32	9 800	40	6.23	61.05	2 442	┐
F 8	D32	10 150	11	6.23	63.23	696	┐
F 9	D32	9 800	80	6.23	61.05	4 884	┐
F 10	D32	10 150	21	6.23	63.23	1 328	┐
F 11	D32	9 800	40	6.23	61.05	2 442	┐
F 12	D32	10 150	11	6.23	63.23	696	┐
F 13	D19	10 930	33	2.25	24.59	811	┐ (平均長)
F 14	D19	9 000	9	2.25	20.25	182	┐
F 15	D19	4 500	1	2.25	10.13	10	┐
F 16	D19	4 000	8	2.25	9.00	72	┐
F 17	D16	10 950	32	1.56	17.08	547	┐ (平均長)
F 18	D16	9 000	8	1.56	14.04	112	┐
F 19	D16	4 000	8	1.56	6.24	50	┐
F 20	D19	11 050	28	2.25	24.86	696	┐ (平均長)
F 21	D19	9 000	4	2.25	20.25	81	┐
F 22	D19	4 000	4	2.25	9.00	36	┐
F 23	D16	11 050	28	1.56	17.24	483	┐ (平均長)
F 24	D16	9 000	4	1.56	14.04	56	┐
F 25	D16	4 000	4	1.56	6.24	25	┐
F 26	D19	9 860	7	2.25	22.19	155	┐
F 27	D19	9 000	7	2.25	20.25	142	┐
F 28	D19	4 500	7	2.25	10.13	71	┐
F 29	D13	4 330	80	0.995	4.31	345	┐
F 30	D13	4 300	11	0.995	4.28	47	┐
F 31	D13	4 300	2	0.995	4.28	9	┐
F* 1	D13	2 170	1354	0.995	2.16	2 925	┐
小 計						31 813	kg
隅角部							
G 1	D19	1 980	160	2.25	4.46	714	┐ (平均長)
G 2	D19	1 970	22	2.25	4.43	97	┐ (平均長)
G 3	D19	1 970	4	2.25	4.43	18	┐ (平均長)
小 計						829	kg

記 号	径	長 さ	本 数	単位質量	1本当り質量	質 量	摘 要
		(mm)		(kg/m)	(kg)	(kg)	
ウイング							
U 1	D29	5 640	39	5.04	28.43	1 109	┐ (平均長)
U 2	D25	4 470	37	3.98	17.79	658	┐ (平均長)
U 3	D29	9 450	3	5.04	47.63	143	┐
U 4	D25	7 460	15	3.98	29.69	445	┐
U 5	D29	8 680	1	5.04	43.75	44	┐
U 6-1	D29	8 000	1	5.04	40.32	40	┐
U 6-2	D29	5 500	1	5.04	27.72	28	┐
U 7	D25	6 660	1	3.98	26.51	27	┐
U 8	D19	5 590	20	2.25	12.58	252	┐ (平均長)
U 9	D16	4 450	13	1.56	6.94	90	┐ (平均長)
U 10	D19	9 400	1	2.25	21.15	21	┐
U 11	D16	7 210	8	1.56	11.25	90	┐
U 12	D19	8 540	1	2.25	19.22	19	┐
U 13	D19	11 560	1	2.25	26.01	26	┐
U 14	D16	6 200	1	1.56	9.67	10	┐
U 15	D19	3 190	31	2.25	7.18	223	┐ (平均長)
U 16	D16	3 540	23	1.56	5.52	127	┐ (平均長)
U 17	D13	3 190	31	0.995	3.17	98	┐ (平均長)
U 18	D13	3 540	23	0.995	3.52	81	┐ (平均長)
U 19	D19	1 070	41	2.25	2.41	99	┐
U 20	D29	3 620	15	5.04	18.24	274	┐
U 21	D25	4 270	15	3.98	16.99	255	┐
U 22	D16	10 710	1	1.56	16.71	17	┐
U 23	D16	9 090	1	1.56	14.18	14	┐
U 24	D16	10 900	1	1.56	17.00	17	┐
U 25	D16	8 900	1	1.56	13.88	14	┐
U 26	D13	790	24	0.995	0.79	19	┐
U 27	D13	790	21	0.995	0.79	17	┐
U 28	D13	750	32	0.995	0.75	24	┐
U 29	D13	760	24	0.995	0.76	18	┐
U 30	D29	4 380	6	5.04	22.08	132	┐ (平均長)
U 31	D19	5 000	3	2.25	11.25	34	┐ (平均長)
U 32	D13	610	41	0.995	0.61	25	┐
U 33	D13	830	41	0.995	0.83	34	┐
U 34	D19	4 520	3	2.25	10.17	31	┐ (平均長)
U 35	D16	4 780	3	1.56	7.46	22	┐ (平均長)
U 36	D25	7 460	2	3.98	29.69	59	┐
U* 1	D13	640	212	0.995	0.64	136	┐
U* 2	D13	640	169	0.995	0.64	108	┐
小 計						4 880	kg
鉄筋総質量							
						D32	39 731 kg
						D29	7 055 kg
						D25	7 239 kg
						D22	152 kg
						D19	11 718 kg
						D16	3 142 kg
						D13	7 291 kg
						合 計	76 328 kg

工 事 名	R7 国道246号厚木東野連絡伊勢原上相理地区改良工事		
図 面 名	カルバート工配筋図 (BL5) (14)		
縮 尺	-	図面番号	31 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

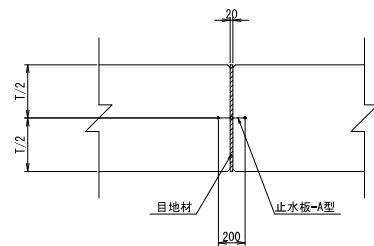
カルバート工継手詳細図

継手工詳細断面図 S=1:30



継手工詳細図 S=1:20

頂版、底版、側壁部詳細図



※Tは壁厚を示す。

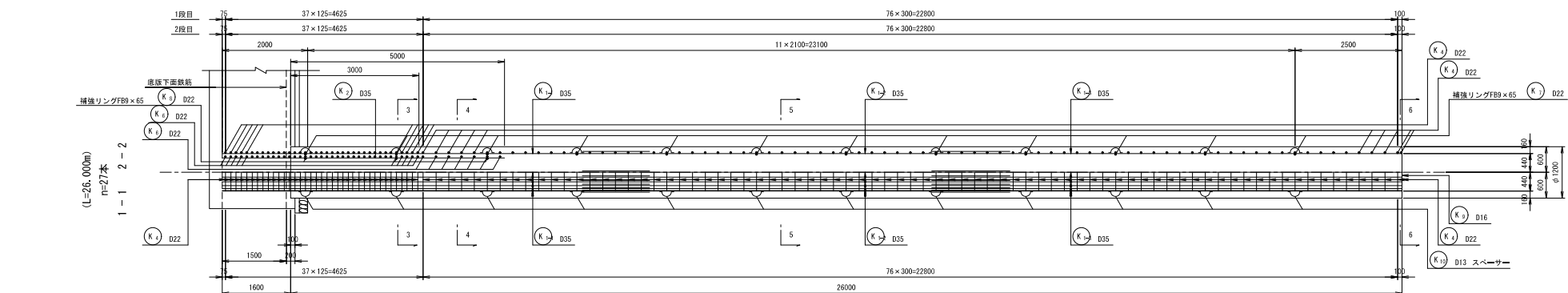
継手工材料表

材 料		数量		備考
		1箇所当り	合計	
目地材	面積 (m2)	44.9	89.8	t=20mm
目地板 樹脂発泡体 (30倍)	形式	フラット型		頂版・底版・側壁用
止水板-A W=200	延長 L (mm)	30900	61800	8700×2+6750×2

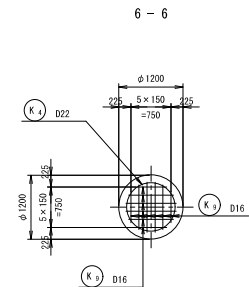
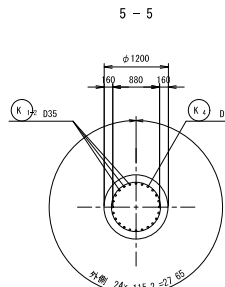
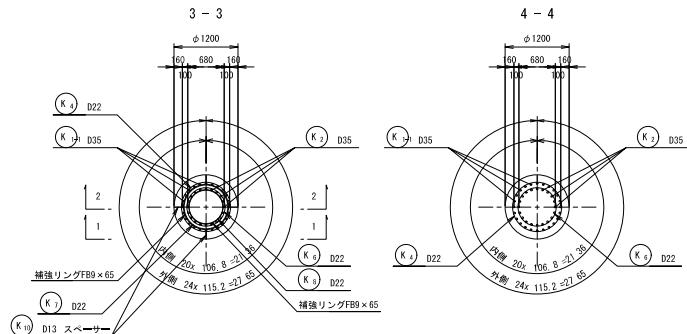
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道246号厚木東野道伊勢原上相連地区改良工事		
図 面 名	カルバート工継手詳細図		
縮 尺	図 示	図面番号	32 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

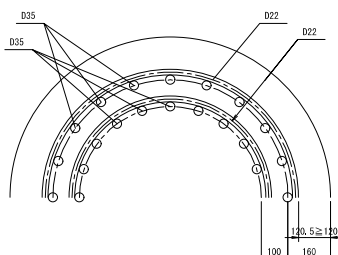
カルバート工場所打杭詳細図 S=1:50



断面図



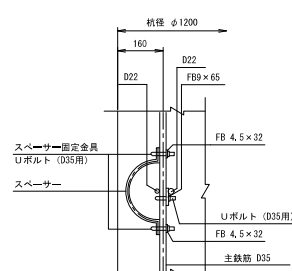
かぶり詳細図 S=1:10



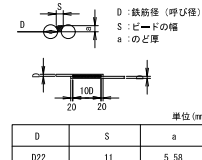
鉄筋表

記号	径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	備 考
K1-1	D35	10000	24	7.51	75,100	1802.4	
K1-2	D35	10000	24	7.51	75,100	1802.4	
K1-3	D35	11000	24	7.51	82,610	1982.6	
K 2	D35	6600	20	7.51	49,566	991.3	
K 3	欠						
K 4	D22	3210	115	3.04	9,758	1122.2	○
K 5	欠						
K 6	D22	2580	44	3.04	7,843	345.1	○
K 7	D22	2800	12	3.04	8,512	102.1	○
K 8	D22	2170	3	3.04	6,597	19.8	○
K 9	D16	1270	12	1.56	1,981	23.8	└ (平均長)
K 10	D13	310	48	0.995	0,308	14.8	└
小 計						5206.5	kg
本数				合計			
D35				6578.7	× 15	=	98680.5 kg
D25					× 15	=	0.0 kg
D22				1589.2	× 15	=	23838.0 kg
D16				23.8	× 15	=	357.0 kg
D13				14.8	× 15	=	222.0 kg
(SD 345) 合 計				8206.5	× 15	=	123097.5 kg
フレア溶接 D22				174	× 15	=	2610 箇所

スベーク詳細図

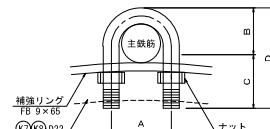


フレア溶接詳細図



注) スベークは1段毎に設置位置をずらすこと。
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

補強リング固定用Uボルト詳細図



Uボルト寸法表 (mm)				
軸方向主鉄筋	A	B	C	D
D35	51	40	45	85

無溶接金具材料表 (杭1本当り)

種 別	長 寸 (mm)	本 数 (本)	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	備 考
補強リング固定金具						
FB 9×65	2,655	12	4.59	12,186	146,232	補強リング(外側主鉄筋位置)
FB 9×65	2,026	3	4.59	9,299	27,897	補強リング(内側主鉄筋位置)
合計					174,129	
Uボルト (D35用)	—	348	—	—	—	主鉄筋と補強リングの固定
スベーク固定金具	—	—	—	—	—	
FB 4.5×32	80	96	1,130	0,090	8,640	Uボルト固定用(裏当て材)
Uボルト (D35用)	—	96	—	—	—	主鉄筋とスベークの固定

※) 無溶接金具に用いる材料は、場所打ちコンクリート杭の鉄筋かご無溶接工法
設計・施工に関するガイドラインに準拠したものを用いること。

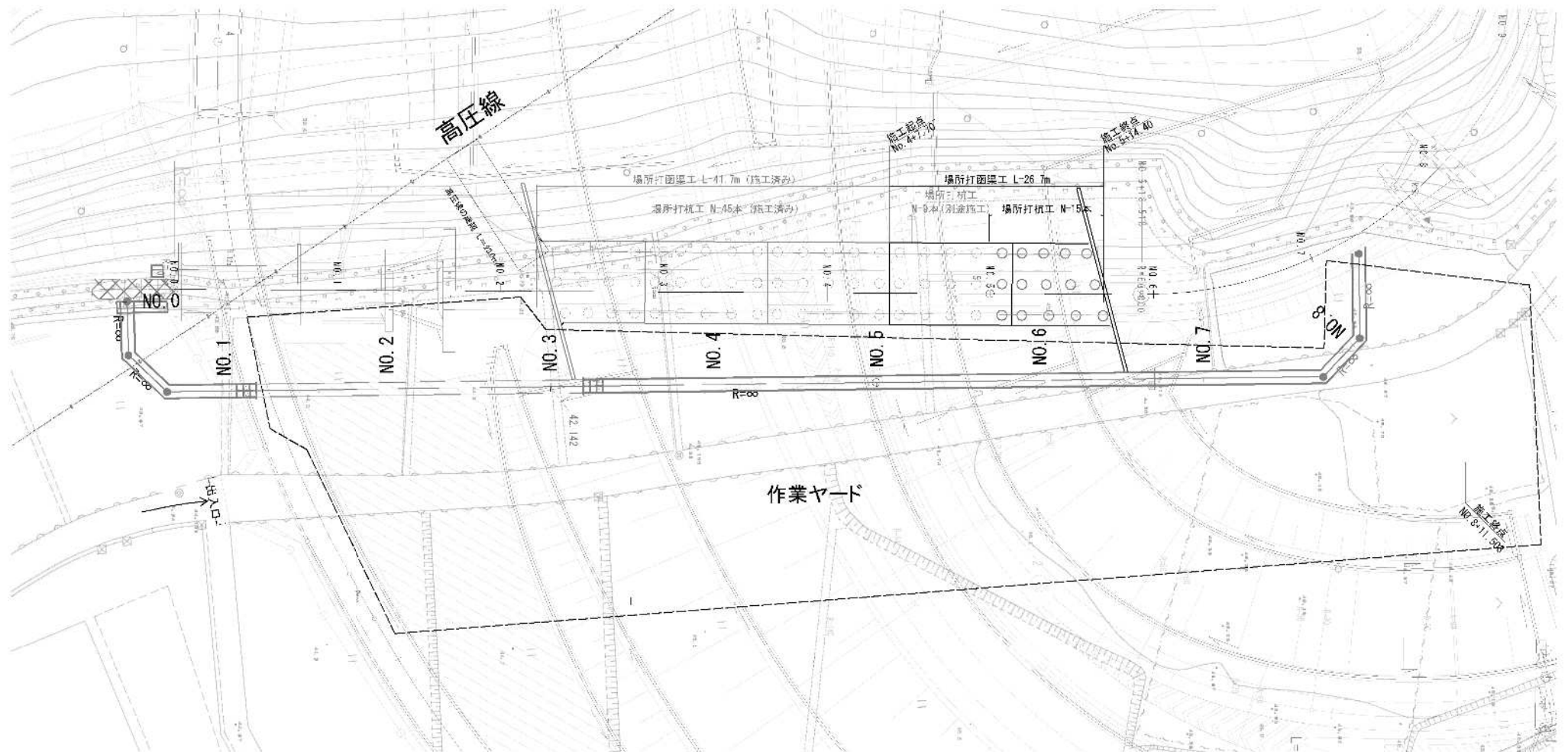
工 事 名	R7国道246号厚木東野道接伊勢原上相連地区改良工事		
図 面 名	カルバート工場所打杭詳細図		
縮 尺	図 示	図面番号	33 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

数量総括表

工事区分	工事	種別	細別	規格	単位	数量		
						BL4	BL5	合計
道路改良	道路土工	掘削工(CT)	掘削(CT)	土砂 オープンカット 押土無 障害無し 5.000m3 未満	m3			210
			浮地	残土受入れ地での処理	m3			210
	加保土工	作業土工	床掘り(1)	土砂	式			1
			床掘り(2)	土砂	式			1
			基面修正		式			1
			浮地	残土受入れ地での処理	式			1
		塀所打杭工	横所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長) 26m	本	3	12	15
			浮地		m3	95.1	380.4	480
			コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 擁壁削工	m3	1.8	7.2	9
			緩速帯	コンクリート壁(無筋)	m3	1.8	7.2	9
			緩速分	コンクリート壁(無筋)	m3	1.8	7.2	9
		塀所打囲渠工	基礎材	再生クワシヤラン40～0 鉄厚 0.2mm	m2	136	105.8	240
			均し心コンクリート	18～8～25(20)(高炉) W/C指定無し 鉄厚 10mm	m2	136	105.8	240
			コンクリート	内空幅7.4m 内空高さ5.2m 24～12～25 (20)(高炉) 一般型枠	m3	672.3	552.9	1225
			鉄筋(1)	SD345 D13	L	8.788	7.291	16.08
			鉄筋(2)	SD345 D16～25	t	26.011	22.251	48.26
			鉄筋(3)	SD345 D28～32	L	53.997	16.786	100.74
			型枠	一般型枠	式			1
			支保	Γ≦40kN/m2 [L≦120cm]	式			1
			足場	安全ネット必要	式			1
			日当板	樹脂発泡体(30倍発泡) L=20	m2	44.9	44.9	90
			止水板	FF(塩ビ製) 200×5	m	30.9	30.9	62

工 事 名	R7 国道246号熊本県野添伊勢原上地区地区改良工事		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺	-	図面番号	34 / 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	-		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		

作業ヤード図（参考図） S=1:250

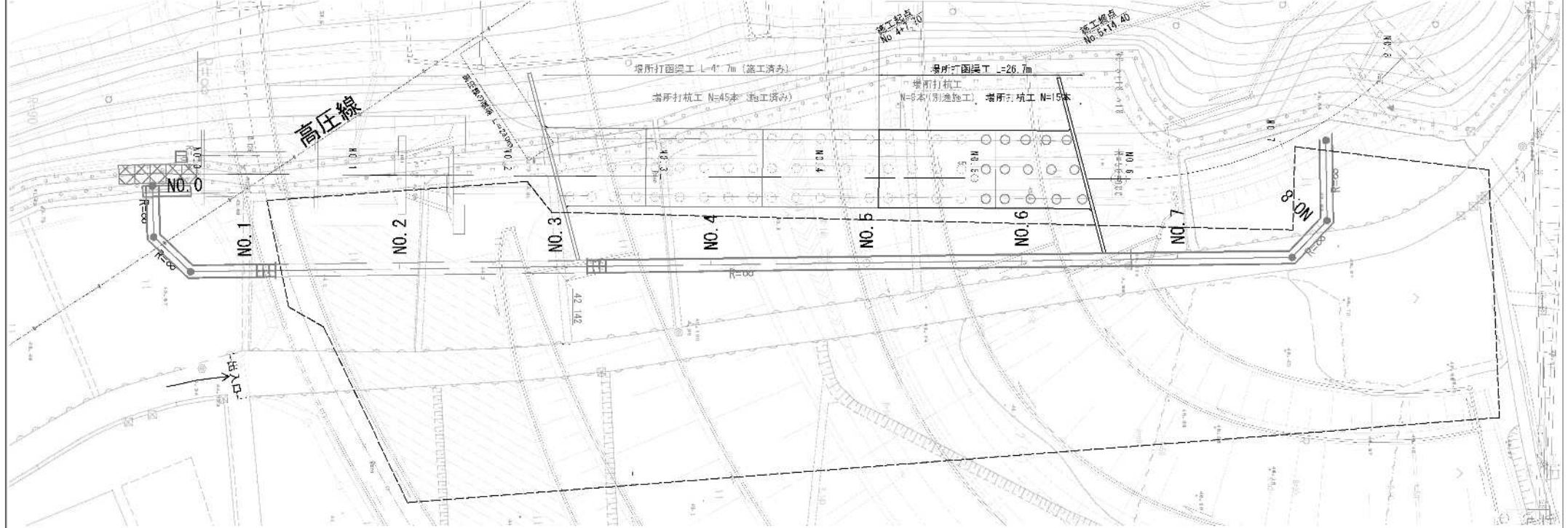


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

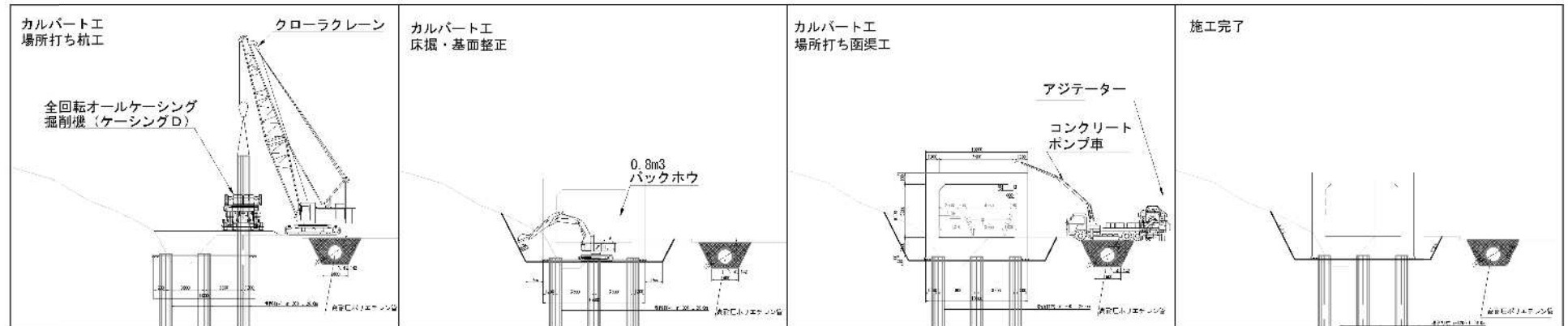
この「参考図」は、大抵の作業の進捗状況を示すための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。 併せて、「参考図」に準じて実際の作業を行うものではなく、実地では、施工条件、地質条件等を充分考慮して、必要に応じて、安全対策等、工場の敷地を確保するための一切の手続きについて施工者の責任において行われるものとする。 なお、この「参考図」の有効期限は、この「大抵の作業」の完了までとする。			
工事名	R7国道245号東側沿道地区の建設工事		
図面名	作業ヤード図	(参考図)	
縮尺	1:250	平面番号 第 1	
年月日	令和 8 年 4 月 1 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		

施工ステップ図（参考図） S=1:250

作業STEP平面図



作業STEP断面図

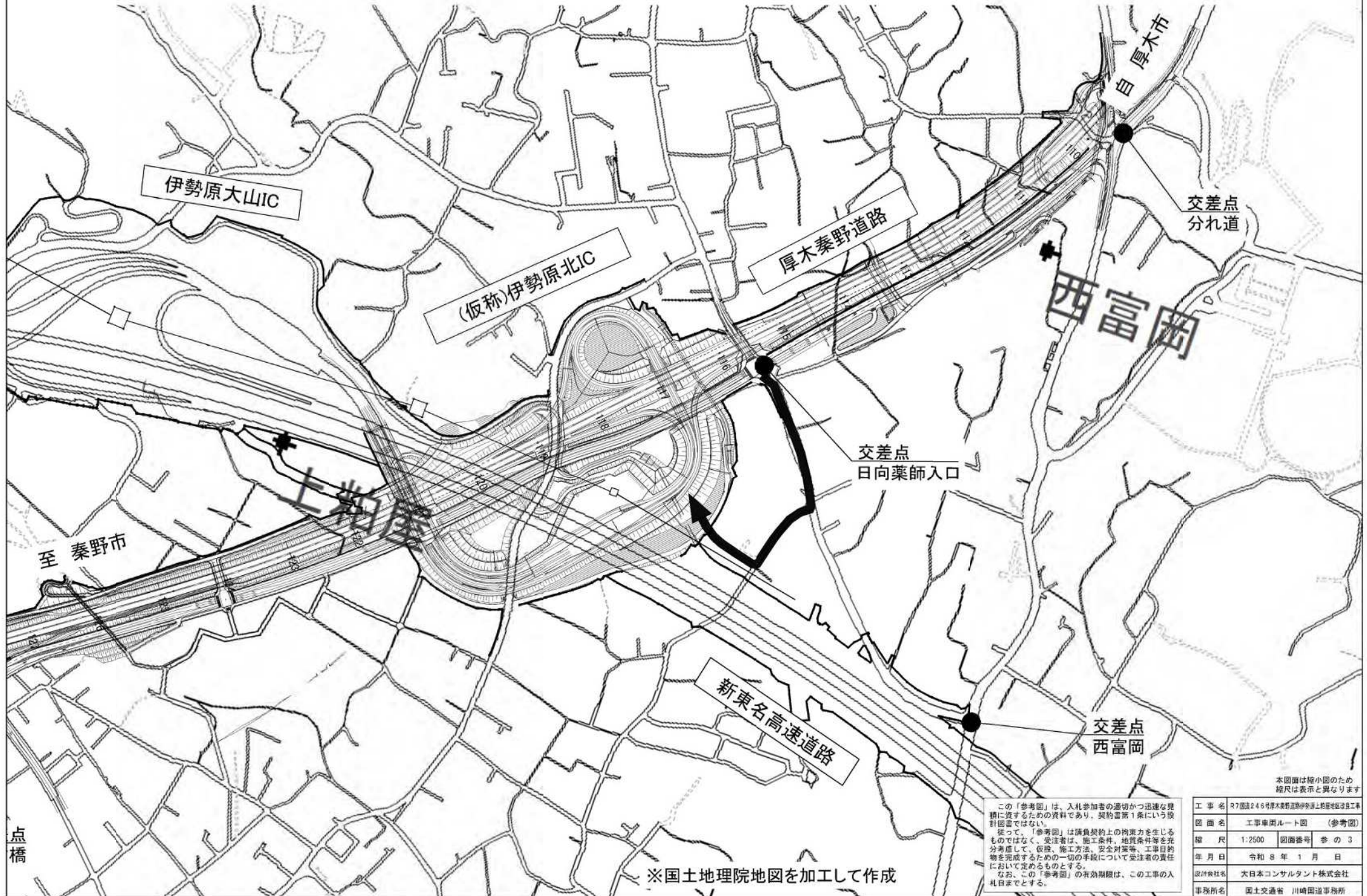


本図は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

この「参考図」は、入札参加者の適切な迅速な員
機に於けるための資料であり、契約書第1条にいう設
計図書ではない。
従って、「参考図」は諸君の責任で使用する
ものではなく、発注者は、諸君の責任で条件書に
分添付して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目
的を達成するための一切の手段について受注者の責任
において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期間は、この工事の入
札日までとする。

工 事 名	R7年度45号県道改良工事（参考図）		
図 面 名	施工ステップ図	（参考図）	
縮 尺	1:250	平面番号	参の2
年 月 日	令和 4 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川口県庁事務所		

工事車両ルート図（参考図） S=1:2500



※国土地理院地図を加工して作成

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道246号厚木秦野道路伊勢原上地区地区改良工事		
図面名	工事車両ルート図（参考図）		
縮尺	1:2500	図面番号	参 3
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 川崎国道事務所		